明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和四十七年三月十四日

○第六十八回国会 衆議院会議録 第十一号（一）

昭和四十七年三月十四日（火曜日）

昭和四十七年三月十四日
午後三時　本会議

○本日の会議に付した案件

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

水田大蔵大臣の昭和四十五年度決算の概要についての発言及び質疑

午後三時四分開議

○議長（船田中君）　これより会議を開きます。

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○藤波孝生君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、関税定率法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（船田中君）　藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君）　御異議なしと認めます。

関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案

〔本号（二）に掲載〕

○議長（船田中君）　委員長の報告を求めます。大蔵委員長齋藤邦吉君。

〔報告書は本号（二）に掲載〕

〔齋藤邦吉君登壇〕

○齋藤邦吉君　ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、国民生活の安定、自由貿易の推進に資する等の見地から、関税につき所要の整備を行なうため、関税定率法、関税法及び関税暫定措置法について、次の改正を行なおうとするものであります。

その第一は、関税率の改正でありまして、まず、国民生活の安定充実に資するため、生活関連物資等七十三品目について関税率の引き下げ、次に、輸入自由化に対応するため、十二品目について関税率の調整を行ない、自由化実施の日から適用すること、さらに、各種の産業政策上の要請にこたえるため、九十三品目について所要の関税率の調整を行なうほか、すでに暫定税率を適用している八十二品目についてその期限の延長を行なうこととしております。

また、中国大陸産品の輸入品で関税格差の生じているもののうち、三十一品目について格差解消の措置を講ずるほか、従来関税格差解消措置を講じている品目について、引き続き同措置を継続することとしております。

このほか、税関実務を簡素化し、輸入者の便宜をはかる見地から、関税率の調整、また、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に伴い、分類が変更となる品目について所要の関税率の調整等を行なうこととしております。

なお、以上の関税率の改正に伴い、輸入者の携帯品に対して適用される簡易税率について所要の調整を行なうこととしております。

その第二は、関税制度の改正であります。

まず、本邦への住所移転に際し、入国者が輸入する乗用自動車の免税要件を緩和するほか、関税の減免・還付制度の拡充をはかることといたしております。

また、特定の用途に供することを条件として関税の減免を受けて輸入された物品を他の減免税要件を満たす用途に転用することを認めるための規定を設けるほか、保税地域への貨物の搬出入、指定保税地域等に関する規定について、税関手続の円滑化をはかるため、所要の整備を行なうこととしております。

その第三は、税関における物品の評価に関する条約への加入に備え、課税価格に関する規定について所要の改正を行なうこととしております。

なお、以上の措置により、昭和四十七年度約百二十億円をこえる減収が見込まれているのであります。

本法律案は、去る三月十日質疑を終了し、本日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決したのであります。

なお、本案に対しては、生活関連物資の関税引き下げが消費者価格に十分反映するよう調査と行政指導の強化、また輸入品の流通機構の整備等、また、次期国際ラウンドが発足することにかんがみ、関税制度の見直しを行ない、今後関税及び非関税障壁の軽減撤廃につとめると同時に、諸外国に対しても、その関税及び非関税障壁の軽減撤廃を強力に働きかけるべきである旨の二項目にわたる附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船田中君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

水田大蔵大臣の昭和四十五年度決算の概要についての発言

○議長（船田中君）　大蔵大臣から、昭和四十五年度決算の概要について発言を求められております。これを許します。大蔵大臣水田三喜男君。

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣（水田三喜男君）　昭和四十五年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げます。

昭和四十五年度予算は、昭和四十五年四月十七日に成立いたしました本予算と、昭和四十六年二月十二日に成立いたしました補正予算とからなるものであります。

昭和四十五年度本予算は、わが国経済の持続的成長の確保と物価の安定を眼目として、次のような基本方針のもとに編成されたものであります。

第一は、財政面から景気を刺激することのないより財政規模を適度のものにとどめるとともに、公債発行額を縮減し、さらに、経済財政事情にかんがみ、法人税の増徴を行なったことであります。

第二は、国民の税負担の軽減をはかるため、所得税及び住民税等の減税を行なったことであります。

第三は、歳出内容について、社会経済情勢の変化に即応して、重点施策の着実な遂行をはかり、国民福祉の着実な向上につとめたことであります。

なお、補正予算は、公務員の給与改善をはじめ、本予算成立後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項につきまして所要の措置を講じたものであります。

昭和四十五年度を顧みますと、わが国経済は、前年度からの金融引き締め措置の浸透等により、年度途中、夏ごろから景気後退局面へ入りました。実質経済成長率は、下期にかなり低下しましたが、上期において大幅な拡大を示しましたので、年度では、一〇%をわずかに下回る程度となりました。

なお、卸売り物価は、前年度比二・四%、消費者物価は同比七・三%の上昇となりました。

国際収支の面では、昭和四十五年度の総合収支は、前年度に引き続き、約二十億ドルの黒字となり、外貨準備高も年度末には約五十五億ドルに達しました。

このようなわが国経済の状況を背景として昭和四十五年度予算が執行されたのでありますが、以下、その決算の内容を数字をあげて御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は八兆四千五百九十一億円余、歳出の決算額は八兆千八百七十六億円余でありまして、差し引き二千七百十四億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和四十六年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和四十五年度における財政法第六条の純剰余金は七百三十二億円余であります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額八兆二千百三十億円余に比べて、二千四百六十億円余の増加となるのでありますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額千六百七十六億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、昭和四十五年度の歳入の純増加額は、七百八十四億円余となるのであります。

この内訳は、租税及び印紙収入、雑収入等の増加額千百十三億円余、公債金における減少額三百二十八億円余となっております。

一方、歳出につきましては、予算額八兆二千百三十億円余に、昭和四十四年度からの繰り越し額七百十八億円余を加えました歳出予算現額八兆二千八百四十八億円余に対しまして、支出済み歳出額は八兆千八百七十六億円余でありまして、その差額九百七十一億円余のうち、昭和四十六年度に繰り越しました額は七百六十一億円余となっており、不用となりました額は二百十億円余となっております。

次に、予備費でありますが、昭和四十五年度一般会計における予備費の予算額は千億円でありまして、その使用額は九百九十九億円余であります。

次に、一般会計の国庫債務負担行為について申し上げます。

財政法第十五条第一項の規定に基づき国が債務を負担することができる金額は千九百九十三億円余でありますが、実際に負担いたしました債務額は千九百十四億円余でありますので、これに既往年度からの繰り越し債務額三千八十六億円余を加え、昭和四十五年度中に支出その他の理由によって債務が消滅いたしました額千九百億円余を差し引きました額三千九十九億円余が、翌年度以降に繰り越された債務額になります。

財政法第十五条第二項の規定に基づき国が債務を負担することができる金額は二百億円でありますが、実際に負担いたしました債務額は百十三億円余でありますので、これに既往年度からの繰り越し債務額六十四億円余を加え、昭和四十五年度中に支出その他の理由によって債務が消滅いたしました額百十一億円余が、翌年度以降に繰り越された債務額になります。

次に、昭和四十五年度の特別会計の決算でありますが、同年度における特別会計の数は四十三でありまして、これらの特別会計の歳入歳出の決算額を合計しますと、歳入決算において十八兆千六百四十八億円余、歳出決算において十六兆七十五億円余であります。

次に、昭和四十五年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いでありますが、同資金への収納済み額は七兆四千五百八十七億円余であ

りまして、この資金からの歳入への組み入れ額等は七兆四千四百二億円余でありますので、差し引き百八十四億円余が昭和四十五年度末の資金残額となります。これは、主として国税にかかる還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかったものであります。

次に、昭和四十五年度政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書を御参照願いたいと存じます。

以上、昭和四十五年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げた次第であります。（拍手）

昭和四十五年度決算の概要についての発言に対する質疑

○議長（船田中君）　ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。森下元晴君。

〔森下元晴君登壇〕

○森下元晴君　ただいま大蔵大臣から、昭和四十五年度一般会計決算外二件につきまして説明がございました。これにつきまして、私は、自由民主党を代表いたしまして、質問をいたしたいと思います。

申し上げるまでもなく、昭和四十五年度決算は、これから審議されるものであり、私の質問も当然総括的なものであることをお断わりしておきたいと思います。

まず初めに、決算制度の基本的な問題についてお伺いをしたいと思います。

決算の重要性につきましては、いまさら申し上げる必要もありませんが、決算は予算とともに車の両輪のごときものでありまして、予算の執行が正当かつ効果的に行なわれているかどうかは、決算によって初めて明らかにされるのであります。したがって、決算の審議は、会計検査院提出の報告書その他を参考として、会計上の不法支出、不当支出につきまして監督的に指摘するだけでなく、将来、国の財政支出に対する警告はもちろん、長期国家経営の指針を確立するための役割りを有するものであります。

それで、その役割りを最高度に発揮するために、第一の問題として、決算も予算と同様、国会の最重要審議事項として取り扱うべきであります。したがって、予算が議決によって決定されるのに対応して、国の財政処理の最後の締めくくりである決算も、当然議決によって確定すべきであるとの根強い意見があるのであります。現在の憲法では、予算については議決、決算については提出と、それぞれ八十六条あるいは九十条で規定されており、決算を議決案件とすべきであるかどうかは、必ずしも明瞭でございませんが、そのゆえをもって決算を軽視すべきではございません。

第二の問題といたしましては、決算処理のスピード化をはかるべきであるということであります。

すなわち、内外を通じて社会情勢は急激に変化しており、その変化のスピードは、十年一昔といわれた時代より、一年一昔といわれるほど、今日は変化の度合いがスピードアップされておるのであります。これに対応して、未来を先見するための過去の情報の整理もまた一そうのスピード化が要請されるに至っております。こうした時代の要請にこたえて、国の決算についても積極的にその処理を進め、予算の効果測定等を行ない得るよう、内容の充実をはかる等のくふうをこらすべきであると思うのであります。しかし、残念ながら、会計検査院の現状は、制度的にも、機能的にも、必ずしも十分な体制ではなく、新しい時代の要請に沿い得るものとはとうてい言えない実情であります。

私は、国会の決算審議のあり方をも含めて、決算制度の根本的再検討がいまこそ必要になってきていると考えます。総理は、決算制度のあり方についてて、いかがお考えでありましょうか、御所見を承りたいと存じます。

次に、海外経済協力、技術協力等についてお尋ねをいたします。

国家存立の目的は、国民の幸福と繁栄を希求し、永遠の平和を保持することにあります。国家財政は、そのために効果的、効率的に使用さるべきであります。戦後の世界情勢は、戦前に比べ大きく変わりました。近年、特に、イデオロギーの東西問題より、貧富の南北問題が世界の趨勢になっております。特に、個々の繁栄から、集団の繁栄を実現しようとする国際協力に向かっております。一国家のみの繁栄というエゴイズムは許されない時代になっております。

元カナダ首相ピアソン氏は、その報告書で、「先進国は一九七五年までに国民総生産の一％を援助に振り向けるという目標を達成すべきである」、また、「先進国は一九七五年、おそくとも一九八〇年までに政府開発援助を国民総生産の〇・七％に伸ばすべきである」、また、「開発途上国は自助努力を強化すべきである」等のことを述べております。この報告書は、何ら公的な拘束力を持つものではございませんが、南北問題に造詣の深い有識者が提言した経済のバイブルとして、あらゆる場において引用され、その後の国際的政治決定に大きな影響力を及ぼしております。

わが国は、数年来、海外において、金もうけのためには他人の迷惑を顧みないエコノミックアニマル、アグリージャパニーズ、または日本株式会社などと呼ばれていますが、これらはわが国の経済成長に対する羨望と嫉妬から生じたものかもしれないし、自国市場にはんらんする日本製品を見て、経済侵略への恐怖心を呼び起こした結果かもしれません。しかし、このような非難が出ることは決して好ましいことではありませんから、相手

国の立場を尊重し、いやしくも経済協力という善意に発する行為が、わが国に対する不信にならないよう気をつけなければなりません。二十一世紀は日本の世紀といわれていることからしても、わが国は国際協力に消極的態度をとることは許されません。平和国家日本が、みずからの意思に基づき、率先して経済協力を推進することは、ひいてはわが国の長期的繁栄につながるものであります。

一九七一年版の経済協力白書を見ますと、七〇年のわが国の経済協力による実績は十八億ドルをこえ、国民総生産に占める比率は〇・九三%となり、目標の一%に近づき、アメリカに次ぐ世界第二の援助国になったわけであります。しかし、その内容を調べてみると、真の援助の名に値するものといわれている政府開発援助の比重は、主要先進国中でも最低なのであります。すなわち、わが国の援助額は、GNPに占める割合からすれば〇・九三%と、量的には多いのでありますが、この中から民間投資や延べ払い融資など輸出振興色の強い援助を差し引いた純粋の援助である政府の開発援助の割合は、〇・二三%と、DAC加盟国中十三位という低い位置にあり、また、援助に占める贈与の割合も、一九七〇年の実績で六八%で、DACの勧告八六%とだいぶ隔たりがあります。また、開発途上国がみずから努力することを助ける技術援助の比率も、まことに低いのであります。これらの点から申しましても、今後は政府援助に力を入れるとともに、開発途上国と摩擦を起こさないような民間ベースの援助が必要であると思うのであります。

さらに本問題について申し上げておきたいことは、昨年の本会議における質問でも触れておりますが、わが国の対外経済技術協力の実施機関は、外務、大蔵、通産、農林、企画、建設、厚生、文部など、多岐に分かれており、何がどこで行なわれておるか明確でございません。この点につきましては、昨年の九月、総理の諮問機関である対外経済協力審議会が、その答申において、対外開発協力省または庁の設置を勧告しておることは、総理も十分御存じのことと思います。また、答申は、もはやわが国は自国の経済発展を追求するだけでなく、世界の調和的発展をはかるため、開発途上国に対する経済協力の面で真剣に先進国としての責任を果たすべき段階に至っていることを強調し、政府の思い切った対外援助政策の飛躍を進言していることも御承知のことと存じます。

以上、今後の海外経済技術協力のあり方について、総理または外務大臣の御所見を承りたいと存じます。

次に、健康保険、食管、国鉄及び国有林野の四K赤字問題について質問をいたします。

昭和四十五年度の厚生保険特別会計健康勘定の赤字は三百八十三億円で、年度末累積赤字は千七百八十六億円であり、食糧管理特別会計の昭和四十五年度損失額は、国内米管理勘定三千六百八億二千六百四十二万余円、国内麦管理勘定は百五十九億三千六百三十万余円であり、昭和三十三年度から昭和四十五年度までに約一兆九千三百八十四億円が一般会計から赤字補てんのため繰り入れられております。また、日本国有鉄道の昭和四十五年度末の繰り越し欠損金は五千六百五十三億九千六百八十四万余円であり、いずれも決算のガンになっております。今後、運営の改善はもちろん、抜本的な制度改正のメスを入れなければなりません。

これらの大赤字を生じた原因には、時代の大転換による社会構造、産業構造または輸送構造等の変化による不可抗力的な赤字の要因もありますが、決算面での赤字は国民に大なる疑惑を与え、かつ、政治不信につながる問題でもあります。

幸い、四K赤字のうち、国有林野事業特別会計以外の三K問題は多年の懸案事項でもあり、古米の処理に、また稲作の生産調整に、また保険制度の改正、そして国鉄の総合交通政策の中での再建計画に取り組んでおり、大いにその整理、改革、改善に期待したいと思います。

しかし、今回新しく赤字経営の仲間入りをした国有林野事業特別会計の赤字は、今後飛躍的に増加の傾向にあって、心配されております。現在の政治課題として国民の大きな関心の的である公害問題と同様、公益機能を持つ森林政策の主導的役割りを持つ国有林経営に政治的スポットライトを当てるべきであります。

林業白書の内容を見ますと、昭和四十五年は、日本林業にかつてない転換の年であったと述べられております。すなわち、第一に、外材がついに国内木材需要の半数をこえたこと、第二に、国有林野事業特別会計が赤字に転落したこと、第三に、木材供給源としての森林に、さらに国民的水や酸素等の活力供給源としての使命が課せられるようになったことであります。

要するに、国にとって、国民経済にとって、また国民生活にとって林業とは何であるのか、またどうあるべきかが問い直されているのであります。外材輸入が五五%に伸びたということは、外材が主導権を握った、すなわち、外主内従の構造的変化が生じたということであります。また、国土の約七〇%を占める森林国日本の外材依存が、国有林野事業特別会計を赤字へ転落させ、しかも、恒久化による累積赤字は三Kそれぞれの累積赤字に追いつくことは必至であり、回復の前途は容易でありません。外材主導による日本林業の構造的変化が、国有林野事業の構造的赤字を生み出したのであります。

経済の高度成長が日本農業に暗い変化をしいたように、日本の林業、森林政策にも新しい機能を要求し始めました。経済的機能とは別のいわゆる公益的機能、すなわち、国民生活への緑の効用がそれであります。経済的機能と公益的機能との板ばさみになっているのが国有林野事業特別会計の現状であります。赤字を防ぐためや人を養うため

に森林を乱伐することは許されません。

決算の目的は、ただ赤字の追求のみでなく、なぜ赤字に転落したのかの背景となる各種の構造的機能の変化及び価値観の変化まで検討し解明して、政治先見の資料となすべきであります。この四K赤字の問題についての御所見を総理並びに大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

最後の質問に移ります。

去る一月十七日より二十日までの四日間、決算委員会は、議長承認により、委員長以下与野党七名、瀬戸内海を中心に中国、四国地方へ国政調査を行ないました。特に瀬戸内海国立公園での産業公害の問題、海上における交通公害の問題、そして三本同時に着工するといわれている本州四国連絡架橋の調査状況等に重点が置かれたのでありました。

政治効果は国民に公平に享受されなくてはなりません。したがって、国土開発は、地域的にも産業的にも、あまねくその恩恵が波及すべきでありましょう。すなわち、本州に対し北海道も九州も四国も、そしてまた、二十六年ぶりに祖国復帰する沖縄にも、公平に国の財政は支出されなければなりません。過去長年、国土開発のためにまいた国の財政支出の種は、全国各地で色とりどりの花を咲かせ、実を結んでおりますが、その政治効果は複雑であります。

瀬戸内海地域は、特に新産都市四、工業整備特別地域が三と、まさに産業開発の花は瀬戸内海沿岸各地で咲き競い、お花畑のごとき感がいたします。中にはもうりっぱな実をつけている個所もございますが、中には毒の花もあって、経済発展、産業発展の陰に公害問題が起こり、自然保護か産業開発かの板ばさみになっておるところもございます。

大気汚染、海水汚濁、そして海上航行のふくそうによる交通事故は、輝かしい経済成長、産業開発の生んだ大きなひずみであり、暗い谷間でもあります。今後、その被害はますます増加することであり、海の銀座といわれておる瀬戸内海の航行は危険であります。特に近畿地方より四国へ、また中国地方より四国への横断航行は危険であって、フェリーボートの事故等は続発しております。

幸い、本州四国連絡架橋の調査も大詰めであり、また、四国新幹線鉄道計画も含めて、四十八年度同時着工を待望するのは、四国の住民のみならず、全国民ひとしく見守っているのであります。

私は、今回の調査に参加して特に感じましたことは、光輝く経済発展とその陰に生じた各種公害の極端なコントラストとともに、同じ中国、四国地方でも、山陰地方や四国の大部分の地域が、公害はないが、産業開発に取り残されて、ますます過疎が進んでおる現象であります。すなわち、同じ地方にあって経済発展の格差がますます増大する明暗が特に印象に残りました。国際間でも南北間の格差問題がすでに取り上げられており、最近には、同じ南の中でも南北ができて、格差問題が論ぜられる現状でありますが、国内でも同じような現象が、中、四国のみならず、全国的に起こりつつあります。その是正のためにも、新幹線による鉄道、高速道路及び本州と四国を結ぶ連絡架橋等の交通網の整備、そして早期着工、実現が絶対必要と思います。政治の効果は国民に公平に分配されなければなりません。

以上、地域開発によって新しく生じつつある各種の公害問題と、ますます格差が大きくなりつつある開発途上地域の問題について、総理の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣（佐藤榮作君）　森下君にお答えをいたします。

決算は、国会の議決により成立した予算の執行実績であり、きわめて重要なものであることは言うまでもありません。決算の性格は過去の事実についての計数的な記録であり、これを予算と同様の案件と考えるのはいかがかと思います。しかしながら、決算の重要性にかんがみ、政府といたしましては、国会における審査結果を重視し、批難、警告があった事項につきましては、その後の予算編成及び執行にあたり、十分留意しているところであります。

また、決算の国会への提出をなるべく早くすることは、予算編成あるいは長期計画の重要なデータとするためばかりでなく、決算の効果的な審議をお願いするためにも望ましいことであります。このため、政府といたしましてはできるだけ決算作成事務の促進をはかり、法律上、内閣から会計検査院への送付は翌年度十一月三十日までとされておりますが、従来から、これを一カ月半繰り上げて十月中旬に送付することといたしております。

なお、会計検査院における会計検査の時期、その取りまとめ等の関連もありまして、決算の国会への提出時期にはおのずから限度があるように考えますが、今後とも、早期提出につきまして努力を続けたいと考えております。

次に、対外経済協力の問題についてお尋ねがありましたが、これは外務大臣からお答えをいたします。

いわゆる三K赤字の問題で、そのうちの林野の問題について、私からお答えをいたしたいと思います。

国有林野事業につきましては、最近、林業を取り巻くきびしい情勢の変化により、その経営収支が急速に悪化してきており、経営の全般にわたって抜本的な改善が必要となってきておりますが、改善対策の検討にあたっては、森下君も御指摘のように、森林の持つ公益的機能をも重視しながら、国有林の持つ多角的な機能が、総合的かつ効率的に発揮できるよう、経営の改善、合理化をはかってまいりたいと考えております。

次に、中国及び四国地方において、瀬戸内海地域と山陰及び南四国地域との間で、発展段階にかなりの不均衡が見られ、これを是正することがこの地域の今後の発展にとってきわめて重要なことは、森下君御指摘のとおりであります。このため、山陽新幹線や縦貫自動車道の建設、整備の状況に応じ、両地域を結ぶ基幹的交通体系の整備を急ぐことが必要でありますが、また、発展のおくれた山陰及び南四国地域におきましては、広域生活圏の形成により、地方都市の機能強化並びに住民福祉の向上をはかるとともに、豊富な自然資源やすぐれた伝統、文化を調和させながら、食糧供給基地、観光、レクリエーションの地域等の整備により、今後の発展を期待したいと考えております。

また、本州四国連絡架橋は、瀬戸内海沿岸各地域はもとより、広く西日本に大きな経済的効果をもたらすものと考えられますので、現在、本州四国連絡橋公団におきまして、計画の策定及び事業実施のための調査を鋭意行なっているところであります。ただ、着工の時期をいつにするか、また、将来、本州―四国間を結ぶ新幹線鉄道を建設するかどうかにつきましては、政府としては、本州四国連絡橋公団の調査の結果を慎重に検討した上決定したいと考えております。

以上、私からお答えを申し上げます。（拍手）

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣（水田三喜男君）　特別会計や国の政府関係機関の赤字についての所見を求められましたが、私は、この種の赤字は、もう初期において早期に解決されることが必要であると感じます。その意味において、私は、決算が重要であり、いやしくも決算に企業赤字が出てきたときには、そのときに解決をはかることを考えないでこの赤字を累積させてしまったら、国家財政のこれが大きい病根になってしまう。現に、いわゆる三K問題といわれておるものも、もうこそくな手段ではこれを解決することがほとんどできない、抜本的な解決を要するというようなことになってしまいまして、今年度におきましても、国鉄、健保、相当国費の大きい犠牲による解決策をとることにいたしたわけでございますが、これは、やはり解決をはうっておくことが一番悪いことでございまして、決算の重要性は、ここに赤字が出てきたというときに、早期に解決するということをする必要がどうしてもあろうというふうに私は考えます。

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣（福田赳夫君）　ただいま森下君から対外経済協力につきまして、御意見を交えての御質問でありますが、その御意見の部分につきましては、私が考えているとおりのことを申されたわけであります。私は、御質問ではありますけれども、私に対する御激励と承りまして、この御激励を体し、いよいよ精励いたしてまいりたい、かように存じます。

御指摘のように、いま、わが国の対外経済協力は大いに前進をいたしまして、アメリカに次いで世界第二の額の協力をいたしておる次第でございます。しかし、その内容はどうかということを考えてみまするると、質的には非常にまだ貧弱だと思う。つまり、わが国の対外経済協力が、どうもわが国の輸出貿易の伸張をするための手段として使われてきた、こういう傾向がある。私は、過去においてこういう傾向があったことについて、これを非難するということはできないと思いまするけれども、今日になってみまするると、その影響というものがぼつぼつ出かかってきておりはしないかということを心配しておるのであります。いま森下さんが御指摘のように、エコノミックアニマルでありますとか、あるいは経済支配体制をとり出したというようなこともいわれる。ぼつぼつそういう動きがあるのです。そういうことを反省しなければならぬ時期に来ておると思うのです。つまり、量から質への転換の時期に際会してきておる、こういう理解でございます。

それを実行するためにはどうするかといえば、これは、政府援助を、御意見のように拡大をしていくということを考えなければならぬと思います。ところが、これは非常にむずかしい問題なんです。つまり、国民の御理解を得なければならぬ問題です。国内を見れば、まだ下水道は整わぬ。住宅も不足である、道路も不十分だ、そういう状態下において、海外に向かって政府援助をする、こういうことについての国民の御理解、これが非常に大事だと思うのです。

しかし、私どもは、わが日本国は、もうこの段階にきまするると、自分のことだけを考えておるわけにはいかぬと思います。わが日本はこれだけの経済力をたくわえました。その余力をもちまして、内はそういうわれわれの生活環境を整えなければならぬけれども、同時に、目を世界に転じまして、世界じゅうのおくれた国々にしあわせをもたらすような施策を進めなければならぬ時期に来ておる。わが国は資源を持たないのです。世界じゅうからその資源を求めなければならぬ。その資源をまた世界の市場にこれを売却しなければならぬわけでございます。そういう立場にあるわが日本国といたしまするると、どうしても世界じゅうが平和であり、そうして同時に繁栄しておるものでなければならない。そういうことを考えるときに、世界を平和にし、世界をしあわせにするためには、森下さんがおっしゃるように、偏狭なナショナリズムじゃもういかぬと思います。広く目を世界に転じて、そうして、世界の中に日本のしあわせを求めるという姿勢こそが私は非常に大事である、全く森下さんに対しまして御所見敬服をいたしておる次第でございます。

なお、そういう大事な時期でありますので、この対外経済協力につきましては、国内の機構も整備しなければならぬじゃないかというお話でございますが、私も、もうとにかく対外経済協力に六

千億円の金を使う、こういう時代になりましたのですから、何かしかるべき機構があってしかるべきだというふうに思うのです。しかし、いろいろ私も考えておるのですが、新しい機構をつくりまして、これをやりそこないますと二重機構になる、これはかえって国益にマイナスになるというようなこともありはしないか。その辺で私も行きつ戻りつをいたしておるというような状態でありまするが、なおよく検討いたしまして、機構上間違いのないようにいたしたい、さように考えておりますので、この上とも御鞭撻のほどをお願い申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君）　井野正揮君。

〔井野正揮君登壇〕

○井野正揮君　私は、日本社会党を代表して、ただいま説明のありました昭和四十五年度決算報告及び関連する諸報告、説明書について、若干の質問をいたしたいと思います。

昭和四十五年二月十四日、本議場において行なわれた佐藤総理の施政方針演説、また、福田大蔵大臣の財政に関する演説の概要は、要約しますと次のようなものでありました。

すなわち、総理は、第三十二回総選挙の結果、与党三百の議席にすっかり酔われて、自信にあふれた態度に終始し、安保繁栄論を強調し、特に外交問題に触れては、中華人民共和国を中共と呼び、あるいは中国大陸との関係は、北京政府がその対外関係において、より協調的、建設的態度をとることを期待しつつ云々と言われ、日米協力を背景としたトラの威をかりるキツネといっても差しつかえない、たけだけしい姿を感じさせたのであります。

内政面においては、一億国民に奉仕する姿勢は見られず、行政の最高権力者として君臨し、国民に精神訓話をするといった感じであり、国家の繁栄、将来の問題には、美辞麗句に満ちた幻想という感じでありました。すなわち、民主主義の擁護について、民主主義の理念を国民的信念に高めると強調し、教育の刷新と充実、国際視野に立った経済政策の運用、農業の近代化などをあげられました。結論として、裕福な国となりつつあるわが国が、国民一人一人の人間性を保全、発展せしめ、われわれの愛国心を高い、普遍的人間愛にまで昇華し得るやいなや、われわれが身をもって回答すべき問題と述べておられるのであります。

福田大蔵大臣は、総理のこの方針を受けて、わが国経済の前年比一一%の伸び、国民総生産世界第三位、六十兆円、国民一人当たり所得四十七万円を誇示し、貿易における国際収支の好調など、余裕ある経済力として高らかに謳歌せられ、この二つの演説を聞く限りでは、豊かな国、しあわせな国民を幻想することができたのであります。

いま、ここに、昭和四十五年度決算を審議するにあたり、この政府の施政方針と行政実施の結果を対比してみますと、両者の間にあまりにも大きな隔たりを痛感せざるを得ません。

言うまでもなく、昨年の中華人民共和国の圧倒的多数の支持による国連復帰、さらにアメリカのドル防衛政策、また、本年二月のニクソン訪中による共同声明など、佐藤総理の国際視野は、ゆがんだ、うしろ向きのものであり、時代の流れとは全く反対の認識であったことが実証されました。このことは、日本の進路を誤ることであり、重要政治課題を解決する基本を誤ることであります。

内政における五つの政治目標についても、その第一に掲げられた民主主義の擁護は、議会制民主主義が、まず総理みずからによって踏みにじられ、国際視野に立った経済の発展、農業の近代化、その解決に何一つうなずけるものがないではございませんか。

佐藤総理の施政方針は空疎であり、虚構であって、国民の要望には何一つこたえておらないだけでなく、政策の破綻と矛盾が露呈し、その政治の災いが国民に生活苦、公害、交通災害など枚挙にいとまがなく、極度の社会不安となっている現実を見のがすことはできません。

一方において、佐藤総理の日米安保、日米軍事経済協力による国家繁栄論と国威発揚の内政指導が、自衛隊の制服組を思い上がらせ、平和主張に対しては挑戦的風潮を呼び、軍国主義的あるいは国士的感情を高め、政府首脳の指示指導についても、民主的擬装と専断し、自衛隊の独断専行、実績是認が国民合意への道と錯覚を起こしているようにも思われます。立川基地への抜き打ち移駐、沖縄基地への独断的な派遣部隊物資の輸送がその証拠であります。

いまや、自衛隊は、専守防衛という羊の仮面をぬいで、軍隊という猛獣の体質を次第に見せ始めたと考えても、決して考え過ごしではないと思うのであります。日本軍国主義の萌芽は、大きくわれわれの眼前に姿をあらわしてまいりました。反面、このたびの連合赤軍派の実態を冷静に観察するとき、私は、極右、極左の共通性を痛感するのであります。

私ども日本社会党は、立党以来、党是として、暴力革命を否定し、軍事力保持を否定し続けてまいりました。非武装、平和中立がわれわれの主張であります。赤軍派構成メンバーがかつて所属した党派、または京浜安保共闘メンバーも、暴力革命を唱える集団であり、連合赤軍の名のもとに反体制、彼らなりの誤った革命理論に導かれ、陶酔した行動であったと思うのであります。それらの考え方を信奉させた社会的背景を今日のわが国政治の現実と結びつけ、社会の風潮と対置して、その責任を感じない者があるとするならば、すでにその者は国政を論ずる資格はないと思うのであります。

自衛隊の合憲性と同次元で武力革命成熟が信仰される社会風潮は、政府みずからが平和憲法を歪曲解釈による国民への強要にあることを知らなくてはなりません。アメリカの退廃文化の影響と、

アメリカ従属の植民地的支配に屈した自主性のない政治姿勢、強食弱肉の資本主義経済の生み出す鬼っ子であって、かかって政府みずからの責任が問われなくてはなりません。まさに事きわまれり。今国会冒頭において、各党代表がこぞって佐藤内閣の退陣を要求した理由も、実にここにあったと思うのであります。

私は、決算の審議は会計だけのものではなく、あらためて佐藤内閣の総決算を求め、総理に退陣の時期についての御所見を伺いたいのであります。

私は、さらに決算審議の持つ意味を、政府の施政の行政効果を的確に測定表示し、その実績を反省し、行政前進のかてとすべきものと考えるのであります。

現行では、会計検査院の機能は、単に予算執行の検察的役割りとして運用されているところにも問題があると考えます。昭和四十五年度決算検査報告書を読んで、明年度予算の積算なり政策検討の要素を見出すことができるでしょうか。不当事項総計百四十六件、不当事項とは別に、意見を表示しまたは処置を要求した事項十七件を詳細に検討してみても、枝葉末節にかかわるとは言いませんが、予算の内容、執行の矛盾から来る避けがたい違反行為があげられ、結果的には役所の末端職員が懲戒され、小さな業者が請負指名からはずされ、社会から葬り去られる結果となっております。

会計検査院の機能に、予算執行の公正と適正を期待するにとどまらず、行政の効果を測定する側面を持たせることが大切だと考えます。このことは、各省庁の独善的な各種の報告を改革し、予算の編成にも予算の審議にも大きく役立つと考えるからであります。私は、このことを前提として、総理に二つのことを質問いたしたいと思います。

その一つは、総理は、決算報告書を提出するにあたり、あなたの施政方針演説を読み返してみましたか。総理みずからが述べられた施政方針の結果がどのようなものになっていると考えておられるか、率直な御所見を承りたいのであります。

その第二は、会計検査院の機能に行政効果の測定、財政及び会計運用指導の機能が働き得るように改革すべきではないかと考えますが、御所見を伺います。

次に、大蔵大臣にお伺いします。

わが国の風土は気象的に著しい地域差を有しております。建設工事の上では、画一的に予算の執行を行なうとき、著しい気象的制約を受けて執行不能にし、あるいは投資効果を減殺し、あるいは不経済な結果をもたらすことは、大臣も御承知のことと思うのであります。

すなわち、島根県から青森県に至るいわゆる裏日本、北海道等の積雪寒冷地は、十二月ともなれば、治山治水、海岸保全、道路建設その他の建築工事は、あるいは全く、あるいは一部分が執行不能であります。予算の投資効果をあげるためには、法令法規のたてまえと現実の障害とを勘案したくふうがあってしかるべきものと考えますが、昭和四十五年度予算の執行にあたっていかなる措置がとられたでありましょうか。また、そのことは、予算配賦の時期、季節と執行の関係にいかようにあらわれているか、お答えをいただきたいのであります。

同時に、具体的に各省庁ごとに説明資料の提出をわずらわしたいと存じます。と申しますのは、会計検査院の指摘事項の中でも、予算執行の季節的な制約から当然起こり得る問題として数えられるものもあり、また、このことは、積雪寒冷地域の官民の共通の悩みでもあるからであります。

第二は、道路、港湾、ダム等の建設費用の積算の根拠についてであります。

請負制度とも関連をして、現行のあり方は、何としても国民に納得のいくものではありません。約九千社に及ぶ指定業者、災害復旧費を含めて一兆四千九十八億円の公共事業予算、さて、その実行は、いわゆる大手業者ＡＢランク約八百六十社、すなわち請負業者数では九％弱が、予算額では五七・七％を落札し、残り九一％の業者、中小企業八千社が、予算額の四二・三％を請け負うというのであります。大手の直営と下請の関係となりますと、子、孫、ひ孫、少なくとも三段くらいの請負が常識となっておるのであります。現に、このことについては決算審議のつど指摘されていることは、これまでの決算委員長報告をひもとけば直ちに明瞭であります。しかし、一向に改善されておりません。予算の信憑性にも触れて国民の疑惑を招いているところでもあります。

政府は、決算委員会報告書に基づく改善の措置について、いかように考えておられるのか、御所見を承りたいのであります。

第三は、競馬、競輪、ボートレース等、賭博経営の益金の配分方針と、配分を受けた各種法人の事業監督についてであります。

簡単に言いますと、これらの法人の中で、特に公益法人の場合、著名の政治家、高級官僚、天下り役人、著名な社会活動家を入りまぜて役員が構成されていることが特徴であります。これらの法人の事業は名目的なものが多く、益金の配分を受けたことにより公益性を宣伝し、寄付集めをし、適当に費消するといったものが多いということであります。行政管理庁は、これら法人の実態調査に努力しておられるようでありますが、一向に成果があがっておりません。

私は、この国会で、ギャンブル益金の配分補助を受けた公益法人とその事業内容を明らかにしていただきたいと思います。行管、農林、通産、運輸等にまたがっておりますので、各大臣の御所見を承りたいのであります。また、これらの資料提出を要求いたします。

最後に、防衛費について一言述べたいと思います。

昭和四十五年度一般会計五千六百五十九億円に及ぶ防衛費について、会計検査院は、四千二百五

十月人、実施検査施行率各省庁平均六・九％に対し、防衛庁は特に三八・二％というきわめて濃密な検査を行なっておられるのであります。この検査報告書には、しかし、一言半句の指摘事項もないということであります。国庫負担行為額が他の省庁に比べ多額であることや、兵器、被服など、特別な物資購入でありますだけに、一言半句の指摘もないことは、かえって首をかしげたくなるのは私一人ではないのではないかということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

（拍手）

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣（佐藤榮作君）　井野君にお答えをいたします。

たいへん多岐にわたっての、また、御意見を交えてのお尋ねでございますが、私は私なりにお尋ねの点をつかまえてお答えをいたしたいと思います。

自衛隊の文民統制の問題につきましては、国民の間に不安や疑念の起こらないよう、今後とも十分配慮してまいる所存であります。

連合赤軍の事件は、御承知のとおり、目下治安当局において取り調べ中であります。やがてその全貌が明らかになるものと思いますが、今後二度とこのような忌まわしい事件の起こらないよう取り締まりを厳重にするとともに、このような過激派集団を生み出した社会的環境につきましても、この際あらためて思いをいたさなければならないと思います。私は、政治の最高責任者としてその責任を痛感しておりますが、これはひとり政治の分野にとどまらず、社会全体の理解と協力が何よりも必要な問題であると、かように考えます。今日われわれが享受している自由と平和は、民主主義社会の基盤である法秩序を維持することによってもたらされていることを認識し、暴力が芽ばえるような風潮を排するとともに、これをきびしく批判し、社会の健全化に御協力いただくよう重ねて訴え、国民各位の御理解と御協力を切望してやまない次第であります。

次に、昭和四十五年度の施政方針演説についてのお尋ねでありますが、政治を担当するにあたって私の基本的な考え方は、当時も現在も変わっておらないことを御理解いただきたいと思います。

当時、私は、世界平和は基本的には力の関係に依存しながらも、国際政治の多くの面において軍事力以外の要素の比重が高まり、各国の自主性が増大し、軍事的均衡のみならず、より多元的な均衡が模索されるようになったとの情勢認識のもとに、わが国は自由を守り平和に徹するとの態度を基本とするものであって、国際間の緊張を緩和し、すべての国との友好関係を樹立し、平和を恒久的なものとする国際秩序の形成につとめねばならないとの信念を表明しております。この国際情勢に関する認識とわが国の進路についての考え方は、今日におきましても基本的には何ら変わりはないのであります。掲げた目標と結果に相違があるとの御指摘でありますが、わが国は、従来から一貫してこのような考えのもとに、あらゆる努力をしていることを申し上げておきたいと思います。

また、内政面におきましては、私は、七〇年代の目標として、経済繁栄の中で生じてきた環境、物価、過密過疎など現代の悩みの解決と経済の国際化を掲げ、この目標達成のため各般の施策を鋭意講じてきている次第であります。もとより、これら目標の達成は決して容易ではありませんが、政府としては、わが国がこれまで蓄積してきた経済力を活用し、国民福祉充実への重点的な資源配分等を通じ、高度国民福祉社会建設のため今後とも努力していく考えであります。

次に、井野君から、会計検査院に現在の機能に加えて行政効果の測定、評価の機能をも持たせるべきではないかとの御意見がありました。

会計検査院は、国会、裁判所と同様、憲法上の機関であり、このような問題には慎重でなければなりませんが、行政効果を十分に把握することの重要性は言うまでもないところであります。このため、政府といたしましては、収入支出の経理の適否と行政効果とは密接な関連があるので、会計検査院の検査結果について行政効果の面からもこれを重視するとともに、大蔵大臣の行なう予算執行の監査や行政管理庁の調査等を活用して、予算執行の効率化や行政効果の確保につとめているところであります。

最後に、佐藤政治の総決算をしろ、こういうお話がございました。この決算は、私がするのでなくて、皆さんからその決算の結果を報告していただきたいと思います。

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣（水田三喜男君）　公共事業費の配分時期を地域別に配慮することが必要であるという御意見でございましたが、政府は前から、日本海側や北海道のような、冬季に事業の執行の困難な地域、いわゆる積雪寒冷地帯につきましては、予算の配賦がおくれたというために事業の不消化が起こったということのないようにということに気をつけておりまして、四月一日、もう新年度の発足の日に実行計画の承認をするということにしておりますが、たとえば四十六年の例をとりますと、道路で見ますと、内地の道路は全体のうちの三二％を四月一日に実施計画の承認をする、北海道は六二％するということにしますし、住宅とか、あるいは海岸とか都市計画においては、もう四月一日に一〇〇％の実施計画の承認をしてしまうというような措置をとってこの点は配慮しておりますので、おくれるとすれば、この予算の配賦がおくれたからではない、やはりほかの理由によっておくれがあるということになろうと思いますが、今後この点は十分気をつけたいと存じます。

それから、会計検査院の指摘事項を予算編成にどういうふうに活用しているかということでございますが、これはもうこの結果を非常に重視しま

して、会計検査院と連絡会議を開いて、指摘事項については詳細な打ち合わせ、検討をして、次の予算編成と執行に活用することにいたしております。たとえば本年度、四十六年度を見ますと、八月の十二日から八月の三十日まで、第一日目が厚生省、労働省関係、その次が運輸省、建設省関係、その次が大蔵省、農林省関係というふうに、全省にわたって会計検査院の指摘事項の説明を聞いて、これに対する対策を立てるということを、これは非常に精力的にやっておりますので、これによって改善された事項も非常に多くなっていると存じます。

大体以上でございます。

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕

○国務大臣（赤城宗徳君）　地方競馬全国協会の益金の配分方針及び交付する団体の選択方針等についてお答え申し上げます。

地方競馬全国協会は、競馬法第二十三条の二十二の規定に基づきまして、馬の改良増殖及びその他畜産の振興に資するための事業につきまして、その経費を補助しております。

同協会の定める補助実施要綱に基づきまして、農業協同組合等の畜産関係団体を対象といたしまして、事業の緊急性、公益性及び事業の効果について考慮しまして適正なものを選定いたしております。（拍手）

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣（田中角榮君）　競輪資金は、工業の振興と公益事業に大別し配分をいたしておるわけでございます。

補助金配分の手続といたしましては、毎年新聞公告、官報告示等をいたしまして募集いたしました補助要望に対しまして、基準により慎重審査の上、車両競技審議会の議を経まして、大臣認可の上決定をすることにいたしておるわけでございます。

念のため、最近三年間の補助状況を申し上げますと、機械振興につきましては、四十四年百十六件、八十一億八千六百万円、四十五年百二十三件、九十一億七千六百万円、四十六年百四十一件、百七億七千九百万円でございます。なお、公益事業関係につきまして申し述べますと、四十四年三百八十一件、七十二億九千万円、四十五年三百九十三件、八十八億六千三百万円、四十六年、三百六十七件、百三億六千四百万円でございます。

自今も、自転車競技法に基づきまして振興会を監督し、配分資金の補助につきましては適正を期し、その実行にあたりましては効率的使用をはかってまいりたいと考えます。（拍手）

〔国務大臣丹羽喬四郎君登壇〕

○国務大臣（丹羽喬四郎君）　船舶振興会の交付金の選択基準についてのお尋ねでございますが、御承知のとおり、この交付金の使途といたしましては、造船及び造船関連工業の振興に必要な資金を、銀行その他の金融機関に対しまして資金の貸し付けを行なっている。また、造船及び造船関連工業並びに海難防止に対する事業の振興を目的とする事業の補助を行なっておる。また、海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を目的とする事業の補助を行なっておりますとともに、振興会の直轄事業といたしまして、以上述べました事業に関連した公益の増進をはかる事業を実施することになっている次第でございまして、交付先の要件といたしましては、公益法人またはこれに類似する法人に対しまして、その法人の定款による事業の内容がモーターボート競走法第二十二条の五に適合したものであることを要する次第でございます。

これらの点を、学識経験者で構成する交付金運用専門委員会で慎重に審議をいたしますとともに、その団体の監督官庁とも十分連絡をとりまして、さらにそれを運輸省が審議をいたしまして認可をすることになっておりまして、実際の問題といたしましては、交付金の交付にあたりましては、現実に当該事業が施行されたか、また、施行されることが明白である場合に限って支出されておりまして、いやしくも事業が行なわれなかったり、交付金のみを受領するというような法人に対しましては、絶対に交付しないことにいたしておる次第でございます。

〔国務大臣中村寅太君登壇〕

○国務大臣（中村寅太君）　井野議員にお答えいたします。

行政管理庁では、昨年、公益法人の指導監督行政に関する監察を実施しまして、その結果に基づきまして、十二月二十一日、改善をはかるべき事項について、関係各大臣に勧告をいたしましたが、その要旨は次のとおりであります。

第一点は、事業活動が行なわれていない法人につきましては、その実態を確認の上、事業実施の見込みのないものは解散せしめるよう指導するとともに、これらのうちに事務所及び理事の所在が不明なものに対しましては、整理を促進するための立法措置を講ずるということであります。

第二は、事業活動が法人の設立目的に沿っていないと認められる法人については、設立目的に沿うよう、その適正化をはかり、これが期待できないものについては解散せしめるよう指導監督を強化することであります。

第三は、公益法人の設立の許可及び法人が提出すべき各種書類の範囲、期限等について、統一的な基準を作成し、許可及び監督事務を厳正に行なうことであります。

第四点は、指導監督すべき立場にある主務官庁の現職公務員が法人の役職員を兼務することを厳に抑制することであります。

なお、これらの勧告事項の改善については、関係各大臣から本年三月末日までに回答を得ることになっておりますので、回答の内容を十分に検討し、場合によってはさらに必要な推進措置を講ずるなど、今後とも公益法人に対する監督行政の適切な運営をきびしく推進していく所存でございます。

○議長（船田中君）　島居一雄君。

〔島居一雄君登壇〕

○島居一雄君　私は公明党を代表して、ただいま説明のありました昭和四十五年度決算等につきまして、総理並びに大蔵大臣に質問を行なうものであります。

言うまでもなく、現行の決算審査は、予算の執行実績や事業の施行実績、その効率性などを審査しまして、文字どおり行政府の財政実績を明確にしていくものであります。

私は、昭和四十五年度決算の審査にあたり、決算審査の入り口に横たわる問題をまず指摘したいのであります。

現行の決算審査の制度は、会計検査院の検査報告を中心にした審査であり、この報告で指摘した不当事項が行政上大きな効果を生み、政府は是正改善をはからなければならないものであります。会計検査院は、その意味で、院法でも、内閣に対して独立の地位が明確に保障されているのでありますが、残念ながら、実態において行政府に従属したものと見る以外にない現状であります。

この会計検査院の独立の意味につきましては、さきにも決算委員会で論議し、明らかにされていますが、まず、調査官等の十分な身分保障、次に、職務執行上、行政府の圧力から独立した検査を行なえること、また、検査院の要求する予算を実現できますよう財政法上守られることなど、いずれも独立に欠かせない要因があげられています。

ところが、これらを勘案した制度は、現実には名のみでありまして、実際、独立とはほど遠い実情にあることが指摘できるのであります。検査院が行なう実地検査は、検査を必要とする個所に対しまして、ここ数年、七%というきわめて低い検査率であります。検査院当局は、一〇%検査をほぼ理想的な検査率として、これを目標にし、検査

の充実を目ざしておりますが、これを不可能にしている壁は、実に不十分な予算措置、行政府からの無言の圧力であることがほぼ明らかであります。

たとえば、最近の具体的な事例をあげてみますと、政府の景気浮揚策としての公共事業促進にからんで、会計検査のあり方に注文をつける発言をしております。昨年の補正予算編成時に、水田大蔵大臣は、検査方法に問題があると閣議で発言したり、ことし一月十二日の予算閣議で、西村建設大臣が、六月、七月の公共事業発注の多忙時には検査は困るので、延期してほしい、こう発言しております。これらの大臣発言の真意は、まるで検査が事業促進の妨げであるような、多少の粗雑工事はやむを得ない、こう受け取れるものでありまして、事は重大であります。

こうした圧力の結果、ことしは、建設省の検査を五月中旬まで異例の中止ということになりました。これに便乗するように、農林省も公共事業検査の引き延ばしを申し入れまして、直轄、補助工事ともに五月中旬まで全面中止となっております。表向きは公共事業の促進に協力するというものでありますけれども、実は圧力に屈せざるを得ない力関係に大きな問題があるといわなければならないのであります。

また、大蔵当局との予算折衝の実際作業を見ますと、ここ数年、検査院の職務遂行の上で最も大切な出張旅費が、概算要求額から大幅に削られているのであります。

年々予算規模が拡大しまして、常識的に見ましても、検査の充実は急務であり、増強されなければなりません。検査する者が検査される者に予算を削られ、手足を縛られた実情、これは、どう考えても実情において独立とはいえないのであります。単に旅費のみの問題にとどまらず、調査陣容の強化育成、調査官の待遇改善など、長年放置されていたこの課題に対しまして、佐藤総理はどう解決されるか、御所見をまず伺いたいのであります。

次に、本院に提出されました昭和四十五年度決算検査報告によりますと、不当事項が百四十六件、収入面で約九億二千九百万円、支出面で二億七千六百万円など、合わせて十二億六千六百万円余にのぼるものが示されております。一向に血税のむだ使いがなくなっていないのであります。いずれも親方日の丸的意識のずさんな収支でありまして、この姿勢が一向に是正されていないことを端的に物語るものであります。

不当事項の過半数を占める農林、建設両省のうち、これを具体的に例示しますと、農林省所管の畜産振興事業団が、四十五年度から不必要になった輸入牛肉の販売促進費を、二千八百万円も卸売り人に対して支払っていた事実があります。また、災害復旧事業などでは、砂を多量に含んだ粗悪コンクリートが不当と指摘されております。明らかに手抜き工事でありまして、監督不良がこうした原因となっております。これらはいずれも事前にむだ使いが避けられなかったかといいますと、決してそうでないものばかりであります。

これらの不当事項は、七%検査したそのワクの中のものでありますけれども、政府を総括する総理は、この現実をどう考えられるか、伺いたいのであります。

さらに、四十五年度決算上明らかになっています無計画な鉄道新線建設についてお尋ねしたいと思います。

すでに着工した新線の建設五十一線の工事費は、総工事費五千六百八億円に対しまして、四十五年度までに工事費は一千三百六億余になっております。これらの工事の建設状況や投資効果を調査したところによりますと、路盤工事が竣工し、レールまで敷いておきながら使わない白糠線など新線があります。この北海道白糠線は、総予算額七十八億円で、昭和三十九年十月一部開通し、現在国鉄が営業いたしておりますが、上茶路―二股間につきましては、すでに四十四年十月工事が完成しているにもかかわらずこれを使用せず、四十五年度までに投じました九億五千六十万円余が全く無効投資となっているのであります。また、路盤工事完了直前になりまして工事を中止し、投げ出した九州油須原線は、総予算額十九億円で、四十一年三月一部開通いたしましたが、残りは、路盤工事が完成しているにもかかわらず使用されず、昭和四十五年度までの四億五千六百万円が全くの無効投資となっております。さらに、北海道追分線では、四十五年度までに無効投資額が二十一億四千万円余となり、また、北海道芦別線においきましては、八億五千八十万円が無効投資となっているのであります。したがいまして、追分線ほか三線についての四十五年度までの無効投資額は、実に四十四億円をこえるまでになっております。

このほか、工事が長期間のために、完成しても、計画時とは全く事情が変わってしまい、利用者がいなくなってしまうもの、国鉄が営業廃止を検討しているローカル線に接続しようとしている新線、これが全国に北海道名羽線など二十八線もあります。四十五年度までにこれらに投じました工事費は、四百五億八千百万円余にのぼっておりまして、これからの投資額を加えますとばく大な数字になりまして、これらはいずれ無効投資になろうとしているのであります。これらは、長期のもので完成までに七十六年、短いものでも十年かかるというのんびりした工事でありまして、でき上がっても使いものにならないことは、これらの事例が示すとおりであります。

とかく、政治家の横車で新線の建設が進められるとうわさされていますけれども、むだのない、大局観に立った有効な新線建設でなければならない、こう考えるものであります。総理は、これらの無謀ともいえる新線の建設をどう考えておられるか、伺いたいのであります。

最後に、わが党は、決算を議案にすべきであることを再三主張してまいりましたが、これを重ねて伺いたいと思います。

現行の決算は、憲法第九十条を根拠とした単なる報告事項であります。旧憲法下の慣行をそのまま踏襲してきているのが現行の決算の審査であります。政府はかねてから、国会にその認否の意思を求める必要はないという考え方に立ちまして、議案とする主張を退けてまいりました。予算執行上の不当、不正事項は、毎年指摘をされているにもかかわらず一向に改善されず、国民にますます政治不信を抱かせる結果となっていますことは、さきにも述べましたとおりであります。したがって、決算審査のあり方、制度の効率的な運用、これを再検討し、財政の効率化をはかることは、まことに重要な問題であると思うのであります。

また、国の財政措置につきましては、憲法第八十三条に規定されておりますとおり、国会中心主義を明らかにしております。この国会を中心とする財政の原則から見ましても、決算は単なる報告にとどめず、その内容を予算と同じように議案として扱うべきであります。事なかれ主義では全く改善は望めないのでありますが、総理は、決算審査のあり方と決算制度を今後大幅に改善しようとする考えはないか、伺いたいのであります。

以上、四項目にわたる私の質問を終わります。

（拍手）

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣（佐藤栄作君）　お答えをいたします。

まず、会計検査院につきましては、従来からその独立性及び機能の重要性を考慮し、その運営に支障のないよう十分配慮してきているところであり、鳥居君の心配しておられるような問題はない、かように私は考えております。

予算面でも従来から十分配慮し、御指摘の検査旅費につきましては、四十七年度予算においても大幅増額を行なうこととしております。

また、調査官については、現行制度でも十分な身分保障が与えられており、給与上の処遇につき

ましても、その職務の特殊性に応じて、それなりの優遇措置が講じられていると考えております。

公共事業等の事業施行の促進に関連しまして、会計検査院の協力を得ていることは事実でありますが、これは検査院の検査に支障のない範囲の協力でありまして、政府が会計検査院の検査に対して圧力をかけるものでないことは、言うまでもありません。

次に、四十五年度決算におきまして、会計検査院から百四十六件の不当事項、さらに十七件の制度改善措置の要求事項の指摘を受けたことは、まことに遺憾であります。

租税その他の収入の徴収不足につきまして指摘のあった事項につきましては、すでに徴収決定等を完了し、収納に鋭意努力しているところであります。今後とも、納税者等に対する法令の周知と指導の徹底を期し、部内においては、職員の専門知識の向上につとめるとともに、内部監査をより充実すること等により、適正な徴収をはかってまいります。

また、補助事業等における工事の設計施工の不良等については、すでに手直し工事を施行させ、または補助金の返還をさせるなどの措置を講じております。なお、今後とも、事業主体に対する指導の徹底、関係職員の資質の向上等につとめて、このような事態が再び起こらないよう、この上とも努力いたします。

国鉄財政を再建するためには、赤字の原因となっている地方閑散線の撤去が必要であります。国鉄財政新再建対策におきましても、地方閑散線の計画的撤去を予定しているところであります。このような状況において、開業すれば赤字の原因となるような新線建設を継続することは問題がありますが、これらの新線の中にも、地方開発のため建設が必要とされるものや、過去に大部分の投資が行なわれ、これをむだにしないためにも、建設を続けることが国民経済的にも適当と認められるものも、全くないとは言えないと考えられます。いずれにせよ、今後、建設の重点をしぼりながら慎重に検討してまいる考えでございます。

ことに、地方の名前をあげてのお話でございますが、北海道には、いわゆる赤字線、なかなか採算のとれない線の多いことも、これは御指摘になるようにあると思います。しかしながら、それが地方開発にもやはり効果がある、こういうことを考えますと、あながち、その線だけが赤字だ、こういうことでそれを徹底的にやめさすわけにもいかない、かように私は考えます。（拍手）

最後に、御意見を交えて、決算を国会の議案にしてはどうかとの御質問がありました。決算は、国会の議決により成立した予算の執行の実績であり、きわめて重要なものでありますが、その性格は、過去の実績についての計数的な記録であり、これを国会の承認案件とするのにはなじまないと考えられます。現行憲法の規定も、予算については議決、決算については提出と、それぞれ異なる規定のしかたをしており、憲法の規定の上からも、現行の取り扱いが最も適切なものであると考えております。

なお、決算についての国会の御審議を率直に行政の運営なり予算の編成に反映させることは、言うまでもありません。一そう努力する決意でございます。

以上、お答えいたします。（拍手）

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣（水田三喜男君）　お答えいたします。

公共事業費の事業施行の促進に関連しまして、会計検査院の協力方について発言したことは確かにございます。それは、たとえば、いわゆる標準設計というような段階で一応契約してもいいというような促進方の便法はないかというようなものの検討を願ったということでございまして、ずさんな工事を見のがせとかいったようなことを希望したわけではございませんでした。したがって、会計検査院の検査に対して圧力をかけたというような事実は、これは絶対ございません

その次に、何か会計検査院を予算でいじめているようなお話がございましたが、これは調べてみましたら、そういうこともございません。四十六年度の会計検査院の予算を見ますと、四十五年度からふえたものは一一・三%でございますが、四十六年度から四十七年度の予算のふえ方は一二・六%になっておりますし、旅費の部面を見ましても、この前は八・五%の旅費のふえ方になっておりますのを、四十七年度は九%の増加ということで、これらの点を見ましても、旅費を大幅に削減したということはございません。また、例年補正予算で各省の旅費は一応節約させておりますが、会計検査院の旅費についてだけは例外な取り扱い方をしておるということでございますので、大幅に特に会計検査院の旅費を削減しているという事実はございません。

○議長（船田中君）　吉田賢一君。

〔吉田賢一君登壇〕

○吉田賢一君　私は、民社党を代表して、昭和四十五年度決算につき、佐藤総理並びに水田大蔵大臣に対し若干の質疑を行ないます。

第一は、福祉国策についてであります。

顧みますると、昭和二十年終戦直後、物資欠乏のときに、将来のため生産重視の経済政策と、一方、憲法に宣言しました福祉国家の建設は、国策の二つの大きな柱でありました。国民の手になる生産が万人のために公平に分配せられ、道義と平和の国づくりに邁進することは、国家最高の目標でもありました。ところが、国策は、生産第一、経済至上主義として推進せられて、国民福祉は軽視せられ、一方、消費水準の高まりにつれまして、生活の多様化、社会環境の立ちおくれの目立ち、あるいはまた、物価高、公害等続発してまいりまして、社会悪が重なってきたのであります。加えて、ドル・ショック、不景気によって社会的な多くの矛盾があらわれ、ために国論は沸騰して、経済至上主義への熾烈なる反省と福祉充実を求める国民的世論が燃えあがりました。

わが国の社会保障は、考えてみると、制度としては一応形式は整ったようですが、中身の貧困さはヨーロッパよりはるかにおくれて、問題は山積しております。一、二、例を指摘しますると、たとえば医療保障、公衆衛生の不備、医療とその負担の過大、医師、看護婦などの不足、リハビリテーションの不備、あるいはまた住宅国策の貧困さは、住宅難、住宅困窮世帯がはんらんしております。ことに物的生活環境の施設のごときは西欧の二分の一以下といわれております。さらに、最近の公害の続発では、各地とも問題が次第に重大化してまいりました。

一体、何が原因であろうか。一言で言いますならば、経済至上、高度成長国策の強行が、福祉を置き忘れた型の財政政策となって繰り返してきたのであったことです。これが重要な原因です。ところが、いまや、好むと好まざるにかかわらず、経済は、国民のため、福祉の充実、国民の豊かなしあわせの実現に役立つべき本来の位置づけに立ち戻らねばならない。

この点から、昭和四十五年度決算を通じて見ましたときに、福祉国策に対する基本姿勢について、佐藤総理の所信を伺っておきたいのであります。

第二は、物価問題につきまして。

物価は、佐藤総理の再三の公約にかかわらず、依然として上昇を続けております。四十五年度予算の編成の方針につき、時の福田蔵相は、物価抑制を眼目とうたいましたが、同年度の消費者物価は、戦後、インフレ期を除きまして最高でありました。四十六年も政府予想よりはるかに上回り、四十七年度はまた、物価対策費は実に一兆四百二十一億円も計上しております。佐藤総理の所信表明にも、重要施策だと述べ、あるいはまた、昨年私の質問に対しましても、物価対策はただ実行あるのみと決意を強めておると答えられました。しかるに、本年度は、公共料金の値上がりが豪雨の

ように押し寄せまして、国民は物価厄年と嘆いております。

顧みると、十年前、物価問題懇談会が設立せられまして以来、閣議決定事項も加えまして、幾たびか数十項目にわたりまして重要な物価安定対策、財政金融対策が決定を見まして今日に至っております。佐藤総理の言のとおりに、実行あるのみで経過したのです。しかも、依然として年ごとに上昇の一途をたどってきました。政府は、佐藤総理の責任でなすべき施策は実行し、公約を果たさねばならぬのではありませんか。

忍び寄る不況下の物価高に、町の感じは何との う暗い。国民の声なき声は、物価の安定と暮らしの安らぎの念願であります。政治家は、一言をいやしくもすべきでない。言に忠実に、約を重んじ、所信を行なう。物価安定対策の公約の実行につきまして、佐藤総理はほんとうに偽らざる所信を述べてもらいたい。のみならず、この問題につきましては、大蔵省も膨大な物価対策費を予算に組んでおる財政当局でありますので、相当な責任をもちまして所信を明らかにしてもらいたいのであります。

第三は、行政改革につきまして。

行政改革の問題は、幾たびか佐藤総理は確約をせられ、臨調の積み上げた所産でもありました。また、他面、池田前総理の貴重な遺産でもありまするので、ここに重ねて伺わねばなりません。

自民党の故川島正次郎氏は、昭和四十五年の九月に行政改革について新提案をして、予算編成の方針等について内閣に総合企画庁の設置をすべきだとなし、そして他界せられました。いまはなきこの川島先輩の高遠な政治姿勢によりまする提案が一体どうなったのでありましょうか。しばしば行政改革の推進を約された佐藤総理さん、いかがでしょうか。

また、去年の十月には、行政監理委員会は「行政改革の現状と課題」を発表しました。特に重要なのは、その最後の一節であります。すなわち、いわく、行政監理委員会は、昭和四十年に設立せられた、自来、臨調の改革意見の実現のために審議し努力をしてきた、政府も臨調意見に沿って改革を推進するということをしばしば言明してきた、が、当委員会の見解によれば、政府の不十分な改革の措置を効果的改革であるように、隠れみのとして利用せられたとの批評があるが等、辛らつな政府への強い発言をしたのであります。しかも、その長は、行政管理庁の長官であります。

行政改革につきまして、何が一体阻害原因であろうか。第一は、官僚機構の抵抗であります。第二は、各種利益集団の活動であります。第三は、国民が平常から関心度が薄い、不足しておるのであります。結論的に、改革の厚い壁は打ち破られなんだと主張しておりますが、他面におきまして、国会審議の場で、各党は政治的なイデオロギーの差を超越して、国民的合意に達し得べき基本線を見出し得るのではないかと、一つのアプローチを示しておるのであります。そう指摘いたしまして、かつ、幾多の提案をなして、終わりに、行政改革の推進を強く期待すると結んでおります。

最近、この行政監理委員会は改組の事態に直面しましたことは、公知の事実であります。四十五年度の決算審査にあたりまして、行政改革をなすことなくしては、物価も公害も、その他多くの政治問題の解決が容易にあらずということを考えまするときに、この池田前総理の貴重な遺産である、しばしばの国会への公約である行政改革につきまして、佐藤総理は、何らかのほんとうに偽らざる所信を表明せられる責任はないのでしょうか。私は、あらためてこの機会にあなたの所信を伺います。

同時に、水田大蔵大臣に対しましても、この行政改革につきまして相当な御意見があってしかるべきでないでしょうか。なぜならば、それは、膨大な予算につきまして、それぞれの各省庁ともあんばいし、これを使っていく、これを平素もいろいろと見詰めていく、編成に参加していくという重要な立場にありますので、一言なかるべからずと思いますので、お尋ね申し上げたいのであります。

そこで、私は最後に伺いたいのであります。ちょっと新聞を朗読させてもらいたい。

政治のあり方。政治は、単に個人のものでも、リーダーのものでもない。国民大衆のものだ。別な言い方をするならば、神の声を聞くことだとも言い得る。つまり、各階級、階層のあらゆる意見を聞いて、そしてその後、勇断をもって実行する、これが政治家の使命にほかならない。現代の文明の欠陥は、人間不在だといわれる。しかし、われわれの対象は人間で、人間性の尊重が思想的にもにじみ出なければならない。経済成長の陰に人間性が滅却されているのは残念でないか。これが特に中小企業、農民に対する思いやりのなさになってあらわれておる。いまの政治に欠けているものはビジョンと総合的なソーシャルプランニングのないことだ。身近なもの、具体的なものばかり追いかけないで、たとえば二十世紀もやがて終わろうとする現在、二十一世紀への広大なる構想があってもいいのではないか。総合的施策を講じて初めて次の時代へのビジョンが生まれる。いま欠けておるのは、こうした総合的なものの考え方だ。精神的なものを忘れた経済の発展だけでは意味がない。総合的なソーシャルプランニングに基づかない経済の発展が、今日のいびつな状態におちいったことを考えると、経済成長をやかましくいう結果、中小企業、農業が立ちおくれてしまった。繁栄の中の貧乏感をひしひしと感ずるとだれかが言ったことも考えてみたい。住宅、教育、厚生施設などと総合的に結びつけられなければならぬのではないであろうか。

一体、この新聞の発言はだれでしょうか。佐藤総理、思い出してみてもらいたいのであります。非常に重要な発言で、まさに現在の世相と政治の実情と、そしてわれわれが指摘する幾多の社会的な欠陥と混乱をまざまざと如実に語っている、同じような感じがするのでございます。

最後に私は伺いたい。

終戦直後、心ある識者が強調しましたことは、平和と道義の真正日本の建設ということでありました。軍事的、経済的に敗北したばかりでなく、道義的にも敗北し、日本人の道義心の低いことが戦争によって暴露せられた。そこで、日本の復興にはぜひとも道義の再建が必要であるといわれ、道義国家の再建が一つの目標ではなかったでしょうか。遺憾ながら、日本はそうはいきませんなんだ。今日のわが国は平和ではあります。自由である。物質的には豊かで、四半世紀にしてよく世界の経済大国となりましたが、道義の面、精神的な面におきましてはますます貧困になり、まことに憂うべき状態であります。

政治、経済、財政、行政の面はもとより、最近の忌まわしい世相、いずれを見ましても、その根本的原因は、この道義の退廃、モラルの低下に無関係ではありません。政治家は有言不実行、公約を守らない。一体これは何事でしょう。国民はエコノミックアニマル化して、目先の利益の追求にきゅうきゅうとする。このような無責任な、無道義な状態は、日本の将来を考えると、おそるべきことを思わずのであります。もう一度われわれは戦後再出発のあの初心に立ち返りまして反省すべきであろうと考えるのであります。

戦後最も長い間政権を担当せられた佐藤総理、あなたの責任は、この問題を提示いたしますときに、まことに重かつ大なるものがあることを思わざるを得ません。多くの公約をなぜ実行しないのか、できないのか、できないものをなぜすると言ったのか。政治家として恥ずべき限りであります。一体、こういうことであっては、今後の日本はどこへ進んでいけというのであろうか。この点につきましても、佐藤総理の偽らざる所信を承っておきたいと思うのであります。

以上をもちまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣（佐藤榮作君）　吉田君にお答えいたします。

まず、四十五年度予算についての御批判でありましたが、国民福祉向上のための諸施策の推進につきましては、四十五年度予算におきましても重点施策として配慮したところであります。詳細にわたる説明はいたしませんが、社会資本の整備を促進するため、生活環境施設を中心として、重点的に公共事業費の増額をはかったほか、社会保障費につきましても大幅な増額を行なうとともに、その内容についてもきめこまかな配慮を加えております。

また、国民生活に関係の深い物価対策や公害対策、交通安全対策等に対しましても、重点的な財源配分を行なっております。

このように、政府といたしましては、従来から予算編成にあたって、国民福祉の着実な向上を目ざしてきており、特に四十七年度予算におきましては、内外の諸情勢の変化にかんがみ、この方向を一段と強力に推し進めることといたした次第であります。

次に、物価の安定は、国民福祉の増進をはかる政府の重要な政策課題の一つであり、政府はこれまで、物価安定政策会議等の提言の趣旨に沿って、各般の対策を講じてまいりましたが、今後さらに積極的にこれに取り組んでまいる決意であります。そのため、今後、低生産性部門の近代化、競争条件の整備、生鮮食料品の価格安定対策等をさらに推進するほか、円切り上げによる輸入品価格の低下の利益を適正に国民に還元するための措置を講ずることとしております。

消費者物価の騰勢は最近落ちついてきており、各般の物価対策の効果と相まって物価安定が実現されることを期待している次第であります。

次に、行政需要の増大の中で、非能率、非効率な行政組織制度を改革していく必要があるとの御指摘がありました。そのとおり私も考えております。これは国民各界各層の強く期待するところであります。政府におきましては、かねてより、行政事務及び行政機構の簡素化と定員削減のための努力を続けてまいりましたが、今後とも、行政需要の変動に即応しつつ、簡素にして能率的な行政を実現するよう努力してまいりたいと考えております。

なお、行政監理委員会の御意見につきましては、政府はこれを十分に尊重し、意見の趣旨に即して、実現可能なものから実施に移してまいっております。

また、同委員会の改組をいかに進めるかとのお尋ねであったと思いますが、従来の委員の任期が昨年十月に満了して以来、政府は、全員新任の方針で委員の人選を進めているところであります。

最後に、私は、現在のわが国の世相がすべて荒廃しているとは考えておりませんが、吉田君がただいま御指摘になりましたように、社会の各面にわたる高いモラルを醸成すべきことには同感であります。特に政治、行政の面におきましては、率先してその努力がなされなければならないと思います。最近の連合赤軍の事件を見まして痛感いたしますことは、世代間の断絶というようなことばかりではなく、青少年教育の基本にさかのぼって考えなければならない問題を含んでいるようにも考えられます。わが国は一九六〇年代に飛躍的な経済発展を遂げましたが、その反面、自然環境の破壊など、数々の阻害要因が発生し、目下国をあげてこの対策に当たっているわけであります。今後の問題点は、やはり日本人の心を豊かにし、高いモラルを築き上げることであると考える次第であります。政府としては、各界各層の御協力を得て、今後ともこの問題に真剣に取り組んでまいる所存でありますから、何とぞよろしくお願いをいたします。

また、先ほどお読みになりました新聞、これは、三十九年の私が総裁立候補のときの私の所信に触れられたものであります。私は、そのことを考えながら、いまも当時もあまり変わっていない、かように考えまして、なお一そう、今日の世相について決断をもって取り組むべきその時期ではないか、かように考えます。（拍手）

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣（水田三喜男君）　これから政府の福祉政策が進んでいくにつれまして、国民のそれに対する負担もある程度高くならざるを得ないと私は考えます。それに対しては、国民の理解と支持を得て、長期的な視野から、租税の負担とかあるいは社会保険の負担とか、受益者負担というようなもののあり方をこれから検討していかなければならないと思います。そういたしますと、その過程において、当然、行政費の思い切った節減というようなことが国民的課題になってくるんではないかと思います。

やはり、国の財政硬直化の相当大きい原因をなす行政費の問題は、福祉国家建設という路線を歩き出したら、これは当然一ぺんはぶつからなければならない問題であると思いますが、行政改革は、御承知のように非常にむずかしい問題であります。したがって、これは、ひとり微力な政府にだけたよるべき問題ではございませんで、与党、野党も、これは共同の目標として、今後国会が解決すべき……（発言する者あり）政治課題になるというふうに信じておりますので、お互いに勇気を出してこの問題の解決にはこれから当たりたいと考えております。（拍手）

○議長（船田中君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（船田中君）　本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　佐藤　榮作君
外務大臣　福田　赳夫君
大蔵大臣　水田三喜男君
農林大臣　赤城　宗徳君
通商産業大臣　田中　角榮君
運輸大臣　丹羽喬四郎君
国務大臣　中村　寅太君

○朗読を省略した議長の報告

（選出通知）

一、去る十日、本院は検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員
森田重次郎君（任期満了につき選出）
加藤　清二君（西宮弘君任期満了につきその補欠）

同予備委員
内海　英男君（森田重次郎君の予備委員）
松本　十郎君（高橋英吉君の予備委員）
山下　元利君（本名武君の予備委員）
中谷　鉄也君（加藤清二君の予備委員）

（指名通知）

一、去る十日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員堂森芳夫君及び同松本忠助君を指名した旨内閣に通知した。

（理事補欠選任）

一、去る十日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

農林水産委員会
理事　倉沢　栄君（理事小平忠君去る一月三十一日委員辞任につきその補欠）

商工委員会
理事　近江巳記夫君（理事岡本富夫君去る十日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任		補欠	
土井たか子君		楯　兼次郎君	
横路　孝弘君		細谷　治嘉君	
松本　善明君		東中　光雄君	
楯・兼次郎君		土井たか子君	
細谷　治嘉君		横路　孝弘君	
東中　光雄君		松本　善明君	

法務委員

辞任		補欠	
中村　梅吉君		羽田　孜君	
山手　滿男君		三ッ林弥太郎君	
楯　兼次郎君		土井たか子君	
羽田　孜君		中村　梅吉君	
三ッ林弥太郎君		山手　滿男君	
土井たか子君		楯　兼次郎君	

外務委員

辞任		補欠	
鯨岡　兵輔君		田川　誠一君	
不破　哲三君		松本　善明君	
田川　誠一君		鯨岡　兵輔君	
松本　善明君		不破　哲三君	

運輸委員

辞任		補欠	
石井　一君		石田　博英君	
小此木彦三郎君		中村　梅吉君	
唐沢俊二郎君		山手　滿男君	
河野　洋平君		鯨岡　兵輔君	
佐藤　文生君		菅野和太郎君	
金丸　徳重君		芳賀　貢君	
石田　博英君		石井　一君	
菅野和太郎君		佐藤　文生君	
鯨岡　兵輔君		河野　洋平君	
中村　梅吉君		小此木彦三郎君	
山手　滿男君		唐沢俊二郎君	
芳賀　貢君		金丸　徳重君	

予算委員

辞任		補欠	
細谷　治嘉君		横路　孝弘君	
古川　雅司君		矢野　絢也君	
東中　光雄君		松本　善明君	
横路　孝弘君		細谷　治嘉君	
松本　善明君		東中　光雄君	

決算委員

辞任		補欠	
石田　博英君		中村　弘海君	
菅野和太郎君		小坂徳三郎君	
芳賀　貢君		金丸　徳重君	
小坂徳三郎君		菅野和太郎君	
中村　弘海君		石田　博英君	
金丸　徳重君		芳賀　貢君	

議院運営委員

辞任		補欠	
矢野　絢也君		桑名　義治君	
寺前　巖君		不破　哲三君	
不破　哲三君		寺前　巖君	

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任		補欠	
貝沼　次郎君		浅井　美幸君	
浅井　美幸君		貝沼　次郎君	

商工委員

辞任		補欠	
浅井　美幸君		貝沼　次郎君	
貝沼　次郎君		浅井　美幸君	

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任		補欠	
石橋　政嗣君		安宅　常彦君	
安宅　常彦君		石橋　政嗣君	

外務委員

辞任		補欠	
不破　哲三君		谷口善太郎君	
谷口善太郎君		不破　哲三君	

農林水産委員

辞任		補欠	
渡辺　肇君		草野一郎平君	

予算委員

辞任		補欠	
草野一郎平君		渡辺　肇君	
安宅　常彦君		石橋　政嗣君	
正木　良明君		鶴岡　洋君	
吉田　之久君		佐々木良作君	
谷口善太郎君		不破　哲三君	
石橋　政嗣君		安宅　常彦君	
佐々木良作君		川端　文夫君	
不破　哲三君		谷口善太郎君	

議院運営委員

辞任		補欠	
桑名　義治君		正木　良明君	

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任		補欠	
土井たか子君		三木　喜夫君	
古寺　宏君		瀬野栄次郎君	
三木　喜夫君		土井たか子君	
瀬野栄次郎君		古寺　宏君	

（議案付託）

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第二六号）

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案（内閣提出第五五号）

以上二件　地方行政委員会　付託

失業保険法の一部を改正する法律案（田邊誠君外六名提出、衆法第五号）　社会労働委員会　付託

石油開発公団法の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）　商工委員会　付託

（議案送付）

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

失業保険法の一部を改正する法律案（田邊誠君外六名提出）

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

一、去る十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

（調査要求承認）

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十七年三月十日

昭和二十九年三月三十一日　第三種郵便物認可

農林水産委員長　藤田　義光

衆議院議長　船田　中殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、経済総合計画に関する事項

三、公益事業に関する事項

四、鉱工業に関する事項

五、商業に関する事項

六、通商に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十七年三月十日

商工委員長　鴨田　宗一

衆議院議長　船田　中殿

（答弁書受領）

一、今十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員安井吉典君提出北海道の黒蝕米対策に関する質問に対する答弁書

北海道の黒蝕米対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十七年三月六日

提出者　安井　吉典

衆議院議長　船田　中殿

北海道の米の主産地である旭川市を中心とする上川地方に近年黒蝕米が発生しはじめ、昨年は、これが上川地方全域から空知地方にも拡大して異常発生を見、冷害の被害を一層深刻なものにした。

黒蝕粒の混じつた米は政府買上げとならず、今なお約四十万俵が買手のないまま農家に眠つており(売れても一俵四千円程度)、しかもその黒蝕米の発生原因はまだ明らかでないだけに、来作そのものがいま重大な転機にあることも手伝い、春耕期を前にした北海道米作農民の動揺はきわめて大きい。

よつて、政府がすみやかに農民を安心させる措置を講ずることを要求し、次の諸点につき質問する。

一　政府は黒蝕米発生の実態を、いかに把握しているか。

二　政府は黒蝕米発生の原因究明と防除対策のため、これまでどのように努力したか。また、今後いかなる予算措置をもつてどのように対策に当たるつもりか。北海道及び関係市町村でもそれぞれ相当の予算を計上し対策を講ずることとしているが、政府の措置はこれと十分協力して進めるべきだと思うがどうか。

三　原因も対策も明らかでないまま本年の水稲作付をしなければならないため、農民の不安はおおいがたいが、政府は本年の作付についても有効な措置を講じ農民の指導に当たるべきであると思うがどうか。

四　農業所得に対する課税について、青色申告の場合は所得の実態がおおむね現われるが、白色申告の場合は基準所得による課税となるため、黒蝕米のように収穫はあつても手取額が少ないという実態が現われにくいので、被害の実情を十分に反映した課税措置を講ずべきであると思うがどうか。

五　農業災害補償法による共済金の支払いについては、たんに機械的に収穫総量を計算するだけでは実情にそえないので、黒蝕米の被害粒は収穫からおとすとともに、収穫の量とともに質についても損害補償を行なうよう現行制度を改善すべきではないか。

右質問する。

昭和四十七年三月十四日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

衆議院議長　船田　中殿

衆議院議員安井吉典君提出北海道の黒蝕米対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員安井吉典君提出北海道の黒蝕米対策に関する質問に対する答弁書

一　質問主意書一については、北海道の昭和四十六年産米のうち、買入対象とならなかつた規格外玄米で主として黒蝕米が原因となつているものが、約二四、五〇〇トンある。

二　質問主意書二および三については、これまで、北海道立上川農業試験場、農林省農業技術研究所等において黒蝕米の試験研究を実施してきており、今後さらに、農林省および北海道の試験研究機関との共同研究体制を一段と強化することとしている。また、北海道庁においては、試験研究機関、行政機関等をもつて構成する北海道黒蝕米対策協議会を近日中に発足させ、黒蝕米に関する対策について調査検討を急ぐこととしている。

当面の対策としては、病害虫防除を徹底して行なつた水田、適期刈取りおよび過乾燥の防止に努めた地区等では黒蝕米の発生が少なかつたという事実にかんがみ、昭和四十七年における稲作の指導に当たり、普及事業等において現地の実態に即し、きめの細かい指導を行ない、黒蝕米の発生防止に努めてまいる方針である。

三　質問主意書四については、黒蝕米の発生した白色申告者の農業所得金額の計算については、黒蝕米の発生を加味しないで算定した米価を基として計算した所得金額から、当該農家の黒蝕米による所得の減少額として計算した額を控除する方法によることとし、各農家の被害実態が、農業所得の計算に反映するよう措置している。

四　質問主意書五については、現行農業災害補償制度における農作物の損害評価において、被害の実態を勘案し、特例措置として黒蝕粒を含む被害粒を控除して収穫量を決定するほか、精白歩留りの低下分を収穫量から控除しうるみちを開いているところである。

なお、損害評価において質の低下を一般的に加味することは、技術的に難点が多く困難である。

右答弁する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和四十七年三月十四日

○第六十八回国会 衆議院会議録 第十一号（二）

［本号㈠参照］

関税定率法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十七年二月九日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

価格を課税標準として関税を課する輸入貨物（以下「従価税品」という。）又は価格及び数量を課税標準として関税を課する輸入貨物（以下「従価従量税品」という。）の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）は、当該貨物について輸入申告の時（関税法第四条第二号から第八号まで（課税物件の確定の時期の特例）に掲げる貨物にあつては、当該各号に掲げる時。以下この条において「輸入申告等の時」という。）に相互に独立した売手と買手との間で完全な競争条件の下において輸入取引がされるとした場合の輸入港における価格（当該貨物が輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料（航空機により運送された貨物で政令で定めるものについては、航空機以外の通常の運送方法による運賃及び保険料）その他売手が当該貨物を買手に対し販売し及び輸入港において引き渡すために要する費用を含み、当該貨物の輸出国において輸出の際に軽減、免除又は払いもどしを受けるべき関税その他の課徴金を含まない。）とする。

第四条第二項ただし書を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、「又は貨物が輸入港に到着した時から輸入申告等の時までの期間が長期にわたり、その価格が当該期間中に著しく変動した場合として政令で定める場合」及び「（当該政令で定める場合にあつては、第二号から第四号までに掲げる場合）」を削り、同項第一号中「他の資料」を「当該価格以外の当該貨物の対価の一部に相当すると認められる支払又は債務についての資料その他の資料」に改め、同項第二号中「前項」を「第二項」に、「相異」を「相違」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　前二号の場合に該当しない場合　当該貨物又は当該貨物と同種若しくは類似の輸入貨物が本邦で通常の卸取引の方法（通常卸取引の形態をとらない貨物については、当該貨物に係る通常の取引の方法）により販売された価格から関税その他の課徴金及び輸入港本船渡しから当該取引に係る通常の利潤を含む。）を控除した金額に、当該貨物と当該同種若しくは類似の輸入貨物との品質、性能等の差異による価格の相違又は当該貨物の販売条件その他の事情を勘案し、前号の規定に準じて必要な調整を加えて計算した価格

第四条第三項第四号を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前三項の規定により課税価格を計算する場合において、輸入貨物がその取引の条件からみて輸入申告等の時までに変質し、又は損傷したものであると認められるときは、当該貨物の課税価格は、当該変質又は損傷がなかつたものとした場合にこれらの規定により計算される課税価格からその変質し、又は損傷したことによる減価に相当する金額を控除した価格によるものとする。

第四条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、当該貨物の価格の変動については、当該貨物が輸入港に到着した時から輸入申告等の時までの期間が長期にわたり、かつ、その価格が著しく変動した場合として政令で定める場合を除き、これを考慮しないことができるものとする。

第十条第一項ただし書中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、「軽減」の下に「（数量を課税標準とする関税に係るものを除く。）」を加える。

第十五条第一項第九号ただし書を次のように改める。

ただし、その入国前にこれらの者が既に使用したもの（船舶及び航空機については、その入国前一年以上これらの者が使用したもの）に限る。

第十五条第一項に次の一号を加える。

十　条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの

第十七条第四項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により関税の免除を受けた貨物を同項の期間内に輸出したときは、政令で定めるところにより、その旨を税関に届け出なければならない。

第十七条の二第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前条第三項の規定は、第一項の規定により関税の軽減を受けた者について準用する。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）

第二十条の三　第十三条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項又は前条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は軽減税率の適用を受けた貨物がその軽減若しくは免除を受け、若しくは軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡される場合において、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡しようとする者が、当該用途以外の用途に供するため譲渡することにつき税関長の承認を受けることを必要とするときは当該承認を受けるとともに、その者（当該用途以外の用途に供するため譲渡する場合にあつては、当該譲渡を受ける者）が、当該貨物を当該用途以外の用途に供することが関税の軽減又は免除に関する法律の規定（次項において「減免税規定」という。）に定める関税の軽減又は免除のための要件を満たすものとして政令で定める場合に該当することにつき、政令で定めるところにより税関長の確認を受けたときは、第十三条第七項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項又は前条第三項の規定にかかわらず、これらの規定により徴収すべき関税を徴収しない。

2　前項に規定する税関長の確認を受けた場合には、当該確認を受けた貨物を当該確認の時に当該確認に係る用途に係る減免税規定の適用を受けて輸入の許可をされた貨物と、当該確認を受けた者を当該減免税規定の適用を受けて当該貨物を輸入した者とみなして、この法律及び関税法その他関税に関する法律を適用する。

別表の目次中「第四類　酪農品、鳥卵及び天然はちみつ」を「第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品」に改める。

別表の関税率表の解釈に関する通則1中「5」を「4」に改め、同通則2を同通則2(b)とし、同通則2に(a)として次のように加え、同通則3(b)中「(a)」を「3(a)」に改め、同通則3(c)中「(a)及び(b)」を「3(a)及び3(b)」に改め、同通則中4を削り、5を4とする。

(a)　各号に記載するいずれかの物品には、その未完成のもので、輸入の際に完成した当該物品としての重要な特性を有するものを含むものとし、また、完成した当該物品（この規定により完成したものとみなす未完成の当該物品を含む。）で、輸入の際に組み立てていないもの又は分解してあるものを含むものとする。

別表第一類の注を次のように改める。

注

この類には、すべての動物（生きているものに限る。）を含むものとし、次の物品を含まない。

(a)　第〇三・〇一号の魚並びに第〇三・〇三号の甲殻類及び軟体動物

(b)　第三〇・〇二号の培養微生物その他の物品

(c)　第九七・〇八号の動物

別表第二類の注中「第〇五・一五号の動物の血（第〇五・一五号参照）」に、「豚又は家きんの溶出してない脂肪」を「第〇二・〇五号の物品」に改める。

別表第〇二・〇五号中「溶出してない」を削り、「生鮮」を「溶出し又は溶剤により抽出してないもので、生鮮」に改める。

別表第〇三・〇二号中「、乾燥又はくん製のものに限る。）及びくん製の魚（くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。）」に改める。

別表第四類の表題中「及び天然はちみつ」を「、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品」に改める。

別表第四類に次の一号を加える。

〇四・〇七　食用の動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）

一　なまこ、くらげ及びうに	一〇％
二　あなつばめの巣	二・五％
三　その他のもの	一五％

別表第五類の備考を削る。

別表第六類の注1中「ばれいしょ、たまねぎ、シャロット及びにんにく（第七類参照）」を「第七類のばれいしょ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品」に改める。

別表第七類の注を次のように改める。

注

第〇七・〇一号、第〇七・〇二号及び第〇七・〇三号において野菜には、食用きのこ、しようろ、オリーブ、ケーパー、トマト、ばれいしょ、サラダビート、きゆうり、ガーキン、かぼちや、なす、あまとうがらし、ういきよう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス、スイートマージョラム、わさび大根及びにんにくを含む。

第〇七・〇四号には、第〇七・〇一号から第〇七・〇三号までの各号に該当するすべての野菜の乾燥のものを含むものとし、次の物品を含まない。

(a)　乾燥した豆でさやのないもの（第〇七・〇五号参照）

(b)　粉状にしたあまとうがらし（第〇九・〇四号参照）

(c)　第〇七・〇五号の乾燥した豆の粉（第一一・〇三号参照）

(d)　ばれいしよの粉、ミール及びフレーク（第一一・〇五号参照）

別表第〇八・〇五号中「苦扁桃仁」の下に「及びびんろう子」を加える。

別表第九類の注1第二文を次のように改める。

第〇九・〇四号から第〇九・一〇号までの物品（(a)又は(b)に規定する混合物を含む。）に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各号に該当する物品の重要な特性をとどめている混合物については、その属する号は変わらないものとし、その他の混合物については、この類には含まれず、混合調味料となるものは、第二一・〇四号に属する。

別表第九類の注2中「クベバ（第一二・〇七号参照）」を「第一二・〇七号のクベバその他の物品」に改める。

別表第一一類の注中「育児食用又は食餌療法用に熱処理その他の方法により調製した粉（第一九・〇二号参照）。ただし、単にベーキング用としての性質を改善するために熱処理した粉は、この類に属する。」を「第一九・〇二号の穀粉又はミールの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品」に改め、同注を同注1とし、同注に次のように加え、同類の備考を削る。

2(A)　この注の基準表の第一欄に掲げる穀物を粉砕その他の方法により加工した物品のうち、次に掲げる成分の含有率（乾燥状態における含有量の重量比によるものとする。）がいずれも次に掲げる要件に該当する物品は、この類に該当するものとし、その他の物品は、第二三・〇二号に属する。

(a)　でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）この注の基準表の第二欄に掲げる当該穀物に係る率をこえること。

(b)　灰分の含有率（鉱物質が添加してあるときは、これを控除して計算するものとする。）この注の基準表の第三欄に掲げる当該穀物に係る率以下であること。

(B)　(A)の規定によりこの類に該当する物品のうち、三一五ミクロン又は五〇〇ミクロンのふるい（絹織物製又は人造繊維織物製のものに限る。）に対する通過率（重量比によるものとする。）がこの注の基準表の第四欄又は第五欄に掲げる当該物品に係る穀物に係る率以上である物品は、第一一・〇一号に属するものとし、その他の物品は、第一一・〇二号に属する。

基準表

一　穀物	二　でん粉の含有率	三　灰分の含有率	四　三一五ミクロンのふるいに対する通過率	五　五〇〇ミクロンのふるいに対する通過率
小麦及びライ麦	四五％	二・五％	八〇％	—
大麦及びはだか麦	四五％	三％	八〇％	—

オート	四五％	五％	八〇％	—	
とうもろこし及びソルガム	四五％	二％	—	九〇％	
米	四五％	一・六％	八〇％	—	
そば	四五％	四％	八〇％	—	

別表第一一・〇九号の品名の欄を次のように改める。

小麦グルテン（乾燥したものであるかどうかを問わない。）

別表第一二類の注1中「ココやしの実（第〇八・〇一号参照）及びオリーブ（第七類及び第二〇類参照）」を「オリーブ（第七類及び第二〇類参照）及び第〇八・〇一号のココやしの実その他の物品」に改め、同注2を次のように改める。

2　てん菜の種、草の種、観賞用の花の種、野菜の種、森林樹の種、果樹の種、ベッチの種及びルーピンの種は、第一二・〇三号の繁殖用の種とみなす。

もつとも、次の物品は、繁殖用のものであつても、第一二・〇三号には含まれない。

(a)　豆（第七類参照）

(b)　第九類の香辛料その他の物品

(c)　穀物（第一〇類参照）

(d)　第一二・〇一号又は第一二・〇七号に該当する物品

別表第一三類の注中「砂糖」を「しよ糖」に、「しよう脳（第二九・一三号参照）及びグリシリジン（第二九・四一号参照）」を「第二九・一三号又は第二九・四一号のしよう脳、グリシリジンその他の物品」に改め、「医薬品」の下に「及び血液型判定用試薬（第三〇・〇五号参照）」を加え、「精油及び」を「精油（コンクリートのものを含む。）及びに改める。

別表第一三・〇一号中「、姜黄」及び「、びんろう子」を削る。

別表第一四類の注1中「製造のみ」を「材料としての用途のみ」に、「（第一一部参照）を含まない」を「を含まないものとし、これらの物品は、第一一部に該当する」に改める。

別表第一五類の注1中「豚又は家きんの溶出してない脂肪（第〇二・〇五号参照）」を「第〇二・〇三・〇四号参照）」に、「オイルケーキ、オリーブ油かすその他の植物性の油かす（第二三・〇四号参照）」を「第二三・〇四号の油かす」に改める。

別表第一五・〇一号中「溶出」の下に「又は溶剤抽出」を加える。

別表第一五・〇二号中「溶出してない脂肪」を「脂肪（溶出し又は溶剤により抽出してないものに限る。）」に、「製造した」を「溶出又は溶剤抽出によつて得た」に改める。

別表第一六類の注中「該当する肉」を「記載する方法により調製した肉、くず肉」に改める。

別表第一六・〇二号及び第一六・〇三号を次のように改める。

一六・〇二	肉又はくず肉のその他の調製品
一	動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）
二	その他のもの
(一)	単に水煮した後に乾燥したもの
(二)	その他のもの
一六・〇三	肉エキス、ミートジュース及び魚エキス

無税	一五％
	二五％
	二〇％

別表第一七類の注1中「化学的に純粋な糖類（しよ糖、グルコース及び乳糖を除く。第二九・四三号参照）」を「第二九・四三号の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、グルコース及び乳糖を除く。）その他の物品」に、「医療用品（第三〇類参照）」を「第三〇類の医薬品その他の物品」に改める。

別表第一八類の注1中「物品」の下に「でココア又はチョコレートを含有するもの」を加える。

別表第一九類の注1中「医療用品（第三〇類参照）」を「第三〇類の医薬品その他の物品」に改める。

別表第一九・〇二号中「穀粉」の下に「、ミール」を加える。

別表第二〇類の注1中「該当する」を「記載する方法により調製した」に改め、同注2を次のように改める。

2　第二〇・〇一号及び第二〇・〇二号において「野菜」とは、第〇七・〇一号から第〇七・〇五号までの各号に規定する状態において輸入された場合に当該各号に属する物品をいう。

別表第二一類の注1中「第〇九・一〇号までの物品」を「第〇九・一〇号までの香辛料その他の物品」に、「医薬品として作られている酵母（第三〇・〇三号参照）」を「第三〇・〇三号の医薬品として作られている酵母その他の物品」に改め、同注に次のように加える。

3　第二一・〇五号において「均質混合調製食料品」とは、育児食用又は食餌療法用の調製品で、基礎的な構成成分（たとえば、肉（くず肉を含む。）、魚、野菜及び果実）の二以上から成る混合物を微細に均質化したものをいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は、考慮しないものとし、当該調製品に肉、くず肉及び魚以外の構成成分の少量の細片が含有されているかどうかを問わない。

別表第二一・〇五号中「含む。）」の下に「並びに均質混合調製食料品」を加える。

別表第二一・〇七号中「

(二)	その他のもの	(二)	その他のもの
A	第〇四・〇七号に掲げる物品のもの		二五％
B	その他のもの		一五％
			二五％

」を

」に

改める。

別表第二二類の注1中「及び伝導度水」を「、伝導度水その他これらに類する純水」に改める。

別表第二五類の注2中「に該当する医療用品」を「の医薬品その他の物品」に、「調製香料及び化粧品類（第三三・〇六号参照）」を「第三三・〇六号の調製香料及び化粧品類」に改め、「第六八・〇一

号、第六八・〇二号又は第六八・〇三号に該当する」を削り、「、敷石及びモザイクキューブ」を「及び敷石（第六八・〇一号参照）、モザイクキューブ（第六八・〇二号参照）」に、「スレート」を「スレート（第六八・〇三号参照）」に改める。

別表第二六類の注1中(e)を(f)とし、同注1(d)中「第七一・一一号に該当する貴金属の溶解くずその他の物品」を「貴金属の加工くず、溶解くずその他のくず（第七一・一一号参照）」に改め、同注1中(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)を(b)とし、同注1に(a)として次のように加える。

(a)　スラグその他工業において生ずるこれに類するくずでマカダムとして調製したもの（第二五・一七号参照）

別表第二七類の注1中「メタン」の下に「及びプロパン」を加え、「医薬品（第三〇・〇三号参照）」を「第三〇・〇三号に該当する医薬品」に改め、同注1に次のように加え、同注3中「いかんを問わず、」の下に「混合不飽和炭化水素から成る物品及び」を加える。

(c)　第三三・〇一号、第三三・〇二号、第三三・〇四号又は第三八・〇七号に該当する混合不飽和炭化水素

別表第二七類の備考1(c)中「(a)又は(b)に掲げるもの」の下に「及び温度一五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による一〇%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が〇・二%以上のもの」を加え、同備考1(d)中「、石油又は歴青油の蒸留残油及びこれに他の石油又は歴青油を混合した石油及び歴青油のうち」を削り、「もので」を「石油又は歴青油で」に改める。

別表第二七・〇七号中「物品」を「これに類する物品」に改める。

「

㈠　揮発油		
A　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの	二〇%	
B　その他のもの		
(a)　航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	一キロリットルにつき三、三七〇円	
(b)　その他のもの	一キロリットルにつき二、一五〇円	
㈡　燈油	一キロリットルにつき二、〇二〇円	

」を

「

㈠　揮発油		
A　低重合度の混合アルキレン	一〇%	
B　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（Aに掲げるものを除く。）	二〇%	
C　その他のもの		
(a)　航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	一キロリットルにつき三、三七〇円	
(b)　その他のもの	一キロリットルにつき二、一五〇円	
㈡　燈油	一〇%	
A　低重合度の混合アルキレン	一キロリットルにつき二、〇二〇円	
B　その他のもの		

」に

別表第二七・一〇号中

「

㈠　揮発油	
A　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの	二〇%
B　その他のもの	
(a)　航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	一キロリットルにつき三、三七〇円
(b)　その他のもの	一キロリットルにつき二、一五〇円
㈡　燈油	一キロリットルにつき二、〇二〇円

」を

「

㈠　揮発油	
A　低重合度の混合アルキレン	一〇%
B　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（Aに掲げるものを除く。）	二〇%
C　その他のもの	
(a)　航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	一キロリットルにつき三、三七〇円
(b)　その他のもの	一キロリットルにつき二、一五〇円
㈡　燈油	一キロリットルにつき二、〇二〇円

」に

改める。

別表第二八類の注1中「文脈により」を「文脈又はこの類の注により」に改め、同注1に次のように加える。

(e)、(a)、(b)、(c)又は(d)に掲げる物品で、識別を容易にするため若しくは保全のための着色料又はアンチダスティング剤を加えたもの（特定の用途に適するものを除く。）

別表第二八類の注3中「無機のルミノホア（第三二・〇七号参照）」を「第三二・〇七号に該当する無機のルミノホア」に改め、同注に次のように加える。

8　けい素、セレンその他この類の元素を電子工業用にドープ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及びシリンダー状又は棒状のものはこの類に、ディスク状、ウエハー状その他これらに類する形状に切ったものは第三八・一九号にそれぞれ属する。

別表第二八・〇三号中「、アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランプブラック」を削る。

別表第二八・〇五号中「アルカリ金属、アルカリ土類金属、」を削り、「、スカンジウム及び」を「及びスカンジウム（これらの相互の混合物及び合金を含む。）、アルカリ金属、アルカリ土類金属並びに」に改める。

別表第二八・〇六号中「クロルスルホン酸」を「クロロ硫酸」に改める。

別表第二九類の注1中(g)を(h)とし、(f)の次に次のように加える。

(g)　(a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)に掲げる物品で、識別を容易にするため若しくは保全のための着色料若しくは香気性物質又はアンチダスティング剤を加えたもの（特定の用途に適するものを除く。）

別表第二九類の注2中「メタン」の下に「及びプロパン」を加え、「窒素の含有量が乾燥状態において全重量の四五％以下のものに限る。第三一類参照」を「第三一・〇二号及び第三一・〇五号参照」に改め、「包装にした染料」の下に「その他の着色料」を加え、同注7中「環式ウレイド」の下に「、環式チオウレイド」を加える。

別表第二九・一一号中「酸素官能のアルデヒド」の下に「並びにアルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド」を加える。

別表第二九・一三号中「、デヒドロエピアンドロステロン、プレグネノロン」を削る。

別表第二九類第七節の表題中「酸、」を「カルボン酸並びにその」に改める。

別表第二九・一四号中「一塩基酸」を「モノカルボン酸」に改める。

別表第二九・一五号中「多塩基酸」を「ポリカルボン酸」に改める。

別表第二九・一六号中「アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸」を「アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官能のカルボン酸」に、「アルコール酸及びその誘導体」を「アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体」に、「フェノール酸及びその誘導体」を「フェノール官能のカルボン酸及びその誘導体」に改める。

別表第二九・二五号を次のように改める。

二九・二五　カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
一　ズルチン	二〇％
二　ジメチルホルムアミド	二〇％
三　ジエチルアミノアセト-二・六-キシリジド	二〇％
四　一・三-ジメチル-二・六-ジオキソ-四-アミノ-五-ホルミルアミノピリミジン	無税
五　その他のもの	二〇％

別表第二九・二六号中「イミド官能化合物及びイミン官能化合物」を「カルボキシイミド官能化合物（オルト-スルホ安息香酸イミド及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物（ヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含む。）」に、「サッカリン」を「オルト-スルホ安息香酸イミド（サッカリン）及びその塩」に改める。

別表第二九・三九号中「使用するもの」の下に「並びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの」を加え、「

五　その他のもの	二〇％

」を「

五　デヒドロエピアンドロステロン及びプレグネノロン	一〇％
六　その他のもの	二〇％

」に改める。

別表第三〇類の注2中「含む。第三三・〇六号参照」を「含むものとし、第三三・〇六号に該当する。」に、「薬用せっけん（第三四・〇一号参照）」を「第三四・〇一号のせっけんその他の物品で医薬品を加えたもの」に改め、同注3中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)の次に次のように加える。

(e)　血液型判定用試薬

別表第三一類の注1中「窒素の含有量が全重量の四五％以下のものに限る」を「純粋であるかどうかを問わない」に改め、同注4中「りん酸二水素アンモニウム及びりん酸水素二アンモニウム（純粋であるかどうかを問わない。）並びにこれらの混合物」に改め、同注5中「、3(A)及び4」を「及び3(A)」に改める。

別表第三二類の注1中「染料」の下に「その他の着色料」を加える。

別表第三二・〇三号を次のように改める。

三二・〇三　合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかどうかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品（たとえば、酵素、すい臓又はバクテリアから製造したもの）	
一　合成有機なめし剤	無税
二　なめし前処理用の酵素系調製品	一五％
三　その他のもの	二〇％

別表第三二・〇九号中「包装にした染料」の下に「その他の着色料」を加える。

別表第三二・一二号中「充てん料」の下に「、左官工事用の非耐火性調製上塗り材」を加える。

別表第三三類の注1中「飲料製造用」を「第三二・〇九号の飲料製造用」に改め、「（第三二・〇九号参照）」を削り、「せっけん」を「せっけんその他の物品」に改め、同注2を次のように改める。

2　第三三・〇六号には、次の物品を含む。

(a)　調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかどうかを問わない。）

(b)　調製香料、化粧品類又は室内防臭剤としての用途に適する物品のうち、これらの用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかどうかを問わないものとし、第三三・〇五号の物品を除く。）

別表第三三・〇六号中「

五　その他のもの	四〇％

」を「

五　その他のもの	
(一)　室内防臭剤	二〇％
(二)　その他のもの	四〇％

」に改める。

別表第三四類の注2を次のように改める。

2　第三四・〇一号において「せっけん」は、水溶性のせっけんに限るものとし、同号に該当するせっけんその他の物品については、消毒剤、粉状研摩材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかどうかを問わない。ただし、粉状研摩材を含有する物品のうち、棒状又はケーキ状のもの及び成形品は第三四・〇一号に属するものとし、その他の形状のものは第三四・〇五号に属する調製品として取り扱う。

別表第三四・〇一号中「（薬用せっけんを含む。）」を「並びに有機界面活性剤及びその調製品（せっけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーキ状のもの及び成形品に限るものとし、せっけんを含有するかどうかを問わない。）」に改める。

別表第三五類の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2　第三五・〇五号において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇％以下のものをいう。でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇％をこえるものは、第一七・〇二号に該当する。

別表第三八類の注1中(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b)　化学品と食用品との混合物で食料品の調製に用いるもの（主として、第二一・〇七号に属する。）

別表第三八類の注2(g)を次のように改める。

(g)　けい素、セレンその他第二八類の元素を電子工業用にドープ処理し、ディスク状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの（みがいてあるか、又は均一なエピタキシアル層が作つてあるかどうかを問わない。）

別表第三八・一九号中

「	一　低重合度の混合アルキレン	一〇％ 」を「

一　なめし前処理用の調製品		一五％ 」に、「耐火セメント及び耐火モルタル」を「耐火性建設材料」に改め、「チクルガムをもとゝして製造したものに限るものとし、」を削り、「、香料、人造プラスチック又は合成ゴム」を「又は香料」に改める。

別表第三九類の注1中「人造繊維及びその製品（第一一部参照）」を「第一一部に該当する紡織用繊維及びその製品」に、「車両又は航空機の部分品（第一七部参照）」を「第一七部に該当する航空機又は車両の部分品」に、「時計及びその部分品」を「時計のケース」に、「家具及びその部分品（第九四類参照）」を「第九四類に該当する家具その他の物品」に、「がん具、遊戯用具及び運動用具（第九七類参照）」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改め、同注3中「ストリップ」を「ストリップ（第五一類の注4の規定により第五一・〇二号に属するものを除く。）」に、「特定の形状に切つたもの及びその他の加工をしたものを除く。）並びにこれらを正方形又は長方形に切つた製品でさらに加工をしてないもの」を「特定の形状に切つてないもの及び単に正方形又は長方形に切つたもの（正方形又は長方形に切つたことによりそのまま使用することができる製品になつたものを含む。）に限る。）」に改める。

別表第三九・〇七号を次のように改める。

三九・〇七	第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品	
	一　スプール、リールその他これらに類する巻取用品	一五％
	二　その他のもの	
	㈠　第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品	三〇％
	㈡　その他のもの	二〇％

別表第四〇類の注3中「がん具、遊戯用具及び運動用具（運動用手袋及び第四〇・一一号に該当する物品を除く。第九七類参照）」を「第九七類に該当する物品（運動用手袋及び第四〇・一一号に該当する物品を除く。）」に改め、同注4中「、セレン又はテルル」を削り、「一五度から二〇度」を「一八度から二九度」に、「二時間」を「五分」に、「シスポリイソプレン、ポリブタジエン」を「シスポリイソプレン（IR）、ポリブタジエン（BR）」に、「GRM」を「CR」に、「GRS」を「SBR」に、「GRN」を「NCR」に、「GRA」を「NBR」に、「GRI」を「IIR」に、「GRP」を「TM」に改め、「変性したもの」の下に「、天然ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物」を加える。

別表第四二類の注1中「第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改め、同注中2を削り、3を2とする。

別表第四三類の注2中「第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第四四類の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別表第四四・〇九号中「チップウッド」の下に「、チップ状又は小片状のパルプウッド」を加える。

別表第四四・二一号中「（組み立ててないものを含む。）」を削る。

別表第四五類の注1中「がん具、遊戯用具及び運動用具（第九七類参照）」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第一一部の注1中「石綿（第二五・二四号参照）及びその製品（第六八・一三号及び第六八・一四号の石綿の製品その他の物品」に、「第二五・二四号の石綿及び第六八・一三号又は第六八・一四号の石綿の製品」に、「紡織用繊維の製品」に、「セルロースウォッディング（第四八類参照）」を「第四八類のセルロースウォッディングその他の物品」に改め、同注3(A)中「、絹紡糸又は第五一類の注1(b)に掲げる人造繊維の糸（第五一類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）」を「又は絹紡糸」に改め、「第五一類の注1(a)に掲げる」を削り、同注3(B)中「トウ、スライバー及びローピング」を「長繊維のトウ（短繊維製造用のものに限る。）及びよつてない又はより数が一メートルにつき五に満たないマルチフィラメントヤーン」に改め、同注4(B)中「（繊維工業において使用するものに限る。）に巻いたもの」を「に巻いたもの、繭の形状に

巻いたものでししゆう機に用いるものその他繊維工業において使用する体裁にしたもの」に改め、同注6中「縫製その他の仕上げ」を「製織により完成したもので、縫製その他の仕上げ」に改める。

別表第五六類の注第一文(e)を次のように改める。

(e)　総重量が一メートルにつき二グラム（一八、〇〇〇デニール）をこえること。

別表第五七・〇三号中「（精紡したものを除く。）並びに黄麻の」を「その他の紡織用靱皮繊維（他の号に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにその」に改める。

別表第五七・〇六号中「黄麻糸」を「第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用靱皮繊維の糸」に改める。

別表第五七・一〇号中「黄麻織物」を「第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用靱皮繊維の織物」に改める。

別表第五八・〇七号中「シェニールヤーン」の下に「（フロックシェニールヤーンを含む。）」を加える。

別表第五九類の注2を次のように改める。

2　(A)　第五九・〇八号の紡織用繊維の織物類（セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したものに限る。）については、一平方メートル当たりの重量を問わないものとし、また、当該人造プラスチックの性状が密であるか、又はフォーム状、スポンジ状若しくは膨張した状態であるかどうかを問わない。

もつとも、第五九・〇八号には、次の物品を含まない。

(a)　塗布し、しみ込ませ又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五八類まで又は第六〇類に該当する。）。この場合においては、色彩の変化を基準として判別しないものとする。

(b)　温度一五度から三〇度までにおいて、直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けたとき、き裂を生ずる物品（通常、第三九類に該当する。）

(c)　紡織用繊維の織物類を人造プラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面に人造プラスチックを塗布し又は被覆した物品（第三九類参照）

(B)　第五九・一二号には、次の物品を含まない。

(a)　塗布し又はしみ込ませたことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五八類まで又は第六〇類に該当する。）。この場合においては、色彩の変化を基準として判別しないものとする。

(b)　絵模様を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これらに類する物品に用いるものを除く。）

(c)　繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付けて絵模様を表わした織物類

(d)　でん粉その他これに類する物品を用いて通常の仕上げをした織物類

別表第五九・〇四号から第五九・〇六号までの品名の欄中「黄麻製」を「第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製」に改める。

別表第五九・〇八号中「又はしみ込ませた」を「、しみ込ませ、被覆し又は積層した」に改める。

別表第六〇類の注2を次のように改め、同注5中「又は被覆した」を「、被覆し又は積層した」に、「又はしみ込ませた」を「、しみ込ませ又は被覆した」に改める。

2　第六〇・〇二号から第六〇・〇六号までの各号には、編物製品及びその部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）で、次のいずれかに該当するものを含む。

(a)　メリヤス編み又はクロセ編みにより直接特定の形状に編み上げたもの（輸入の際に単一の物品に切断してないものを含む。）

(b)　縫製その他の方法により製品にしたもの

別表第六一類の注5を次のように改める。

5　この類に掲げる物品には、当該物品を作るために特定の形状に切つた紡織用繊維の織物類（メリヤス編物及びクロセ編物を除く。）を含む。

もつとも、第六一・〇九号には、同号に掲げる物品を作るために特定の形状にしたメリヤス編物及びクロセ編物（輸入の際に単一の物品に切断してないものを含む。）を含む。

別表第六二・〇三号及び第六二・〇四号中「黄麻製」を「第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製」に改める。

別表第六八類の注1中「がん具、遊戯用具及び運動用具（第九七類参照）」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第六八・〇四号中「フレームに取り付けた」を「フレーム付きのに改める。

別表第六九類の注2中「がん具、遊戯用具及び運動用具（第九七類参照）」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第七〇類の注中3を4とし、2の次に次のように加える。

3　第七〇・二〇号において「ガラスウール」とは、次の物品をいう。

(a)　二酸化けい素の含有量が全重量の六〇%以上の鉱物性ウール

(b)　二酸化けい素の含有量が全重量の六〇%に満たない鉱物性ウールで、酸化カリウム若しくは酸化ナトリウムの含有量が全重量の五%をこえ、又は酸化ほう素の含有量が全重量の二%をこえるもの

(a)及び(b)に該当しない鉱物性ウールは、第六八・〇七号に該当する。

別表第七〇・一二号中「及びそのブランク」を削る。

別表第一五部の注1中「かさの卑金属製部分品（第六六・〇三号参照）」を「第六六・〇三号のかさの骨その他の物品」に改め、同注3中「合金については」を「合金（第七三類の注又は第七四類の注に規定するフェロアロイ及びマスターアロイを除く。）については」に改め、(b)を削り、(c)を(b)とし、同注3(d)中「（フェロアロイ及びマスターアロイを除く。）」を削り、同注3中(d)を(c)とし、同注3(e)中「不均質な混合物」の下に「（サーメットを除く。）」を加え、同注3中(e)を(d)とし、同注5に次のように加える。

(c)　第八一・〇四号のサーメットは、一の卑金属とみなす。

別表第一五部の備考中「焼結したもので、」の下に「製造後に」を加え、「機械加工」を「加工」に改め、「をいう。」の下に「この場合において、第七四類の注2(b)第二文の規定は、第七五類から第八一類までの非鉄卑金属のワイヤーバー及びビレットについて準用する。」を加える。

別表第七三類の注1(e)中「適しない鉄合金」の下に「(第七四類の注1に規定するマスターアロイを除く。)」を加え、「鉄以外の合金元素の含有量の合計が全重量の九〇%(マンガンを含有し、かつ、けい素を含有しないものにあつては九二%とし、けい素を含有するものにあつては九六%とする。)以下のもの」を「鉄の含有量が全重量の一〇%(けい素を含有するものにあつては四%とし、マンガンを含有し、かつ、けい素を含有しないものにあつては八%とする。)以上のもの(銅の含有量が全重量の一〇%をこえるものを除く。)」に、「モリブデン、ニオブその他の合金元素(銅を除く。)」を「銅、モリブデン、ニオブその他の合金元素」に改める。

別表第七三・二一号中「ものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない」を削る。

別表第七三・二二号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもので」を「有するものを除くとともに」に改める。

別表第七三・二四号の品名の欄を次のように改める。

圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器

別表第七三・三三号中「(これらのブランクを含む。)」を削る。

別表第七三・三七号中「蒸気発生ボイラー」を「ボイラー」に改める。

別表第七四類の注1中「材料との任意の割合の合金」を「合金元素との合金(銅の含有量が全重量の一〇%をこえるものに限る。)」に改め、同注2(b)中「焼結製品で、」の下に「製造後に」を加え、「機械加工」を「加工」に改め、「該当するもの」の下に「(当該加工により他の号に該当する物品の特性を有することとなるものを除く。)」を加え、同注2(b)に第二文として次のように加える。

もつとも、ワイヤーバー及びビレットで、単に線材、管その他の物品の製造機械への送り込みを容易にする目的のため、その端部にテーパー加工その他の加工をしたものは、第七四・〇一号の塊とみなす。

別表第七四・〇九号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもので」を「有するものを除くとともに」に改める。

別表第七六・〇八号中「ものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない」を削る。

別表第七六・〇九号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもので」を「有するものを除くとともに」に改める。

別表第七六・一一号の品名の欄を次のように改める。

圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器

別表第八二類の注1中「フレームに取り付けた」を「フレーム付きの」に改め、同注2第二文を削る。

別表第八二類の備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2　第八二・〇五号において「機械」とは、第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号の加工機械をいうものとし、第八四・二三号の機械及び第八四類の注5の規定により第八四・五九号に属する機械で当該加工機械に類するものを含む。

別表第八二・〇四号中「(完成したかぎであるかどうかを問わない。)」を削る。

別表第一六部の注1中「機械用のボビン、スプール、コップ、コーン、コアその他これらに類する巻取用品で第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類又は第一五部に該当するもの」を「ボビン、スプール、コップ、コーン、コア、リールその他これらに類する巻取用品(材料を問わない。たとえば、第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類又は第一五部に該当する。)に、「、第七一・〇三号又は第七一・一五号に該当する天然、合成又は再生の貴石又は半貴石のみで製造した物品」を「又は第七一・〇三号の天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに第七一・一五号の製品で全部がこれらの貴石又は半貴石のもの」に改め、同注2中「、3」を削り、同注中3及び4を削り、5を3とし、6を4とし、同注7中「6」を「4」とし、同注中7を5とする。

別表第八四類の注1中「又は第八五・〇六号の手持工具及び」を「の手持工具及び第八五・〇六号のに改め、「(電動装置を自蔵するものに限る。)」を削り、同注2中「注5又は注6」を「注3又は注4」に改め、「第八四・二八号に該当する」を削り、「育すう器」の下に「(第八四・二八号参照)」を加え、「第八四・二九号に該当する」を削り、「穀物給湿機」の下に「(第八四・二九号参照)」を加え、「第八四・三〇号に該当する」を削り、「浸出機」の下に「(第八四・三〇号参照)」を加え、「で第八四・四〇号に該当するもの」を「(第八四・四〇号参照)」に、「その機能が主たる機能に対して従属的であるもの」を「これが主たる機能でないものに、「ミシン」を「袋その他これに類する容器の封口用のミシン」に改め、同注4中「注5」を「注3」に改め、同注中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3(A)　第八四・五三号において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。

(a)　ディジタル自動データ処理機械(処理用プログラム及び処理すべきデータのみならず当該プログラムの作成に用いる所定のプログラム言語を機械語に翻訳するためのプログラムをも記憶することができる記憶装置(主記憶装置が、プログラムによる命令の実行に際し呼出しに直接応ずることができ、かつ、一の処理の進行上直接に必要とする処理用プログラム、翻訳プログラム及びデータを記憶するに足りる容量を有するものに限る。)を有し、かつ、当初のプログラムに含まれる命令に基づき、処理の進行中において論理判断により自ら命令の実行を変更することができるものをいう。)

(b)　アナログ自動データ処理機械(計算式を模擬したモデルを作ることができるもので、少なくともアナログ演算要素、制御要素及びプログラム要素を有するものをいう。)

(c)　ハイブリッド自動データ処理機械（ディジタル自動データ処理機械でアナログ演算要素を有するもの又はアナログ自動データ処理機械でディジタル演算要素を有するものをいう。）

(B)　自動データ処理機械は、別床の機器から構成されるシステムの形式のものであるかどうかを問わないものとし、次の要件を備えている機器は、当該システムの一部とみなし、当該機器で単独に輸入するものも第八四・五三号に属する。

(a)　中央処理装置に直接に又は一以上の他の機器を介して接続することができること。

(b)　当該システムの一部として特に作つてあり、電源用機器以外の機器にあつては、少なくとも当該システムで使用される形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。

別表第八四類の備考2を次のように改める。

2　第八四・五二号の電子式ディジタル計算機械には、計算機本体に直接に又は一以上の他の機器を介して接続することができ、かつ、当該計算機本体で使用される形式の符号によるデータを受け入れ又は送り出すことができる補助機械（当該計算機械を構成するものとして特に作つてあるものに限る。）で、当該計算機本体とともに輸入されるものを含む。）

別表第八四・〇一号中「除く。）」の下に「及び過熱水ボイラー」を加える。

別表第八四・〇二号中「蒸気発生ボイラー用の」を「第八四・〇一号のボイラー用の」に改める。

別表第八四・五一号から第八四・五四号までを次のように改める。

八四・五一	タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及びチェックライター	
	一　タイプライター	一五％
	二　チェックライター	一五％
八四・五二	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械	
	一　電子式ディジタル計算機械	二五％
	二　その他のもの	一五％
八四・五三	自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。）	
	一　電子式ディジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを含む。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。）並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械	二五％
	二　その他のもの	一五％
八四・五四	その他の事務用機器（たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなあけ機及びとじ機	一五％

別表第八四・五九号中「原則としてもつぱら他の機械類の部分品として使用されるもの及び」を「独立の機能を有するものに限るものとし、」に改める。

別表第八五類の注1中「に該当する電球用のガラス製バルブその他の物品」を「のガラス製の物品」に改め、同注に次のように加える。

4　第八五・一九号において「印刷回路」とは、浮出し、めつき、エッチングその他の印刷製版技術又は膜回路技術によつて、導体、接触子、インダクタンス、抵抗器、蓄電器その他の印刷した構成部分（半導体素子その他電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行なうことができる素子を除く。）を、絶縁基板上に形成して作つた回路（当該構成部分が、あらかじめ定めたパターンに従い相互に接続しているかどうかを問わない。）をいう。

印刷回路には、その印刷工程中に作られた素子以外の素子が結合した回路を含まないものとし、これらの技術によらないで作られた接続用部品が取り付けてあるかどうかを問わない。

これらの技術により作られた薄膜回路及び厚膜回路で受動素子及び能動素子から成るものは、第八五・二二号に属する。

5　第八五・二二号の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(A)　「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動によつて行なわれる素子をいう。

(B)　「超小形電子回路」とは、次の物品をいう。

(a)　超小形組立（超小形化した個別の能動部品又は超小形化した個別の能動部品及び受動部品を組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、ファゴットモジュール型、モールデッドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する型式のものをいう。）

(b)　モノリシック集積回路（ドープ処理したけい素その他の半導体材料の内部及び表面に、ダイオード、トランジスター、抵抗器、蓄電器、相互接続その他の回路素子を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路をいう。）

(c)　ハイブリッド集積回路（ガラス製、陶磁製その他絶縁材料製の単一の基板上に、受動素子及び能動素子（薄膜技術又は厚膜技術により作られた抵抗器、蓄電器、相互接続その他の素子及び半導体技術により作られたダイオード、トランジスター、

モノリシック集積回路その他の素子に限る。）を実用上不可分の状態に組み合わせた回路をいうものとし、これに超小形化した個別部品を取り付けたものを含む。）

この注に規定する物品の所属の決定にあたつては、第八五・二二号は、当該物品の機能からみてこれを含むと解されるこの表の他のいずれの号よりも優先するものとする。

別表第八五・〇八号中「その開閉器」を「開閉器」に改める。

別表第八五・一五号中「蓄音機」を「録音機又は音声再生機」に改める。

別表第八五・一九号中「、ターミナル、ターミナルストリップ」を削り、「並びに」の下に「印刷回路、」を加える。

別表第八五・二一号中「トランジスターその他これに類する半導体を有する物品並びに圧電気結晶素子」を「圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体を有する物品」に、「二　ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路」を「二　トランジスターその他これに類する半導体を有する物品」に改める。

別表第八五・二二号を次のように改める。

八五・二二	電気機器（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）	一五%

別表第一七部の注5を次のように改め、同注6を削る。

5　ホーバークラフトは、次に定めるところにより、これに最も類似するこの部の物品が該当する号に属する。

(a)　軌道走行用のもの（ホーバートレイン）は、第八六類に属する。

(b)　陸上走行用又は水陸走行用のものは、第八七類に属する。

(c)　水上走行用のもの（岸若しくは発着場に着陸することができるか、又は氷上を走行することができるかどうかを問わない。）は、第八九類に属する。

ホーバークラフトの部分品及び附属品については、当該ホーバークラフトが第一文の規定により属することとなる号に該当する物品の部分品及び附属品の取扱いの例により、その属する号を定める。

ホーバートレイン用の軌道用装備品は鉄道線路用装備品として、交通管制用機器は鉄道の交通管制用機器としてそれぞれ取り扱う。

別表第八六類の注1中「木製の軌条用まくら木（第四四・〇七号参照）及びコンクリート製まくら木（第六八・一一号参照）」を「木製又はコンクリート製の軌条用まくら木及びコンクリート製のホーバートレイン用軌道ブロック（第四四・〇七号及び第六八・一一号参照）」に改める。

別表第八六・〇八号の品名の欄を次のように改める。

コンテナー（一以上の輸送方式による運送を行なうために特に設計され、かつ、装備されているものに限る。）	一五%

別表第八七・〇七号中「その他の作業トラック（工場又は倉庫」を「、ストラッドルキャリヤーその他の作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港」に、「二〇%」を「一〇%」に改める。

別表第八九類の注を次のように改める。

注

船体及び未完成の船舶（組み立ててあるか、又は分解してあるかどうかを問わない。）並びに完成船舶の組み立ててないもの又は分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第八九・〇一号に属する。

別表第八九・〇二号中「引き船」を「曳航用又は押航用の船舶」に改める。

別表第九〇類の注1に次のように加え、同注2を削り、同注中3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とする。

(1)　スプール、リールその他これらに類する巻取用品（これを構成する材料に応じ、たとえば、第三九・〇七号又は第一五部に該当する。）

別表第九〇・一〇号中「密着式写真複写機、フィルム用のスプール及びリール並びに」を「感光式複写機（光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない。）、感熱式複写機及び」に改め、同号の二の税率の欄中「二〇%」を「一五%」に改める。

別表第九〇・一九号中「補聴器」の下に「その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。）」を加える。

別表第九〇・二八号中「注6(a)」を「注5(a)」に、「注6(b)」を「注5(b)」に、「注6(c)」を「注5(c)」に、「注6(d)」を「注5(d)」に改める。

別表第九一類の注1中「ひげぜんまい」の下に「又は時間間隔を定めることができるなんらかの他の機構」を、「及びブリッジ」の下に「（その他の外板があるときは、これを含む。）」を加える。

別表第九一・〇七号を次のように改める。

九一・〇七　ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。）	一五%

別表第九一・〇九号中「（半製品を含む。）」を削る。

別表第九二類の注1中「ラジオ受信機」の下に「又はテレビジョン受像機」を加え、同注1に次のように加え、同注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

(g)　スプール、リールその他これらに類する巻取用品（これを構成する材料に応じ、たとえば、第三九・〇七号又は第一五部に該当する。）

別表第九三類の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別表第九三・〇六号中「銃床のブロックとして荒くひいたもの及び」を削る。

別表第九四類の注1中「又は庭園」を「、庭園又は玄関」に改め、「いすその他の」を削り、「石製又は陶磁製の物品」を「物品で、第六八類又は第六九類に該当する石製、陶磁製又はその他の材料製のもの」に改め、同注2中「又は第九四・〇二号に掲げるいすその他の腰掛け並びに第九四・〇三号に掲げる物品（部分品を除く。）」を「、第九四・〇二号又は第九四・〇三に掲げる物品（部分品を除く。）」に、「作つてない製品を含まない」を「作つてある場合にのみ、当該各号に含ま

れる」に、「壁に取り付け」を「壁に掛け若しくは取り付け」に、「置くものとして」を「置いて使用するものとして」に、「適用しない」を「適用しないものとし、これらの物品は、当該各号に含まれる」に、「食器だな」を「カップボード」に改め、「たたみ込み式のいすその他の」を削り、同注中3を削り、4を3とする。

別表第九五類の注中「物品（」を「物品で、」に、「有するかどうかを問わない。）」を「有するもの」に改め、「分離した」を削り、「部分品で」を「部分品のうち、」に改め、「作つたもの」の下に「で単独に輸入されるもの」を加える。

別表第九七類の注中4を削り、5を4とする。

別表の附表（以下「附表」という。）第一号中「六七円五〇銭」を「七三円」に改める。

別表第二号中「一、三〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一リットルにつき五、〇〇〇円」を「一リットルにつき四、四〇〇円」に、「一リットルにつき二、九〇〇円」を「一リットルにつき二、八〇〇円」に、

C　その他のもの	一リットルにつき一五〇円	第二二・〇三号、第二二・〇四号、第二二・〇七号、第二二・〇八号又は第二二・〇九号の一の㈣若しくは二の㈠若しくは㈢
C　ビール	一リットルにつき一六円	第二二・〇三号
D　その他のもの	一リットルにつき一五〇円	第二二・〇四号、第二二・〇七号、第二二・〇八号又は第二二・〇九号の一の㈣若しくは㈢若しくは二の㈠若しくは㈢

に改める。

附表第五号を次のように改める。

五	次に掲げる物品	三〇％	第四二・〇二号の一又は二の㈠
	(1)　革製ハンドバッグで、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの		第七一・一二号、第七一・一三号、第七一・一四号の二、第七一・一五号の二又は第七一・一六号の一
	(2)　貴金属、これを張つた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いた身辺用細貨類、細工品その他の製品（理化学用又は工業用のものを除く。）及び貴金属をめつきした身辺用模造細貨類で、一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの		第九五・〇一号の一、第九五・〇三号の一又は第九五・〇五号の一 第九八・一〇号
	(3)　さんご、ぞうげ又はべつこうの製品で、一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの		
	(4)　メカニカルライターその他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含むものとし、喫煙用のものに限る。）で、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの		

附表中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六	次に掲げる物品	二〇％	第三三・〇六号の一の㈢又は第九〇・〇七号の一の㈠又は第九〇・〇八号の一の㈠
	(1)　香水		
	(2)　写真機及び撮影機（使用フィルムの幅が一六ミリメートル以上で長さが三〇メートルをこえるフィルムを使用するものを除く。）		
	(3)　一個の課税価格が六、〇〇〇円をこえる腕時計、懐中時計その他の携帯時計（ストップウォッチ及び第四号に掲げるものを除く。）		第九一・〇一号の二

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「外貿埠頭公団」の下に「若しくは第三十七条第一項（指定保税地域の指定）の政令で定める者」を加える。

第三十一条第一項中「保税展示場」の下に「及び税関長が貨物の管理の状況その他の事情を勘案して収締り上支障がないものとして指定した保税地域」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の指定を受けた保税地域のうち指定保税地域及び保税上屋において同項に規定する貨物を管理する者は、当該貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

第三十七条第一項中「外貿埠頭公団」の下に「若しくはこれに準ずるものとして政令で定める者」を加える。

第三十八条第四項中「貸付けを受けた者」の下に「その他これに準ずるものとして政令で定める者」を加える。

第四十一条の二中「外貿埠頭公団」の下に「又は第三十七条第一項（指定保税地域の指定）の政令で定める者」を、「貸付けを受けた者」の下に「又は第三十八条第四項（指定保税地域の施設の所有者等の義務）の政令で定める者」を加える。

第五十四条中「外国貨物」の下に「（第三十一条第一項（貨物の出し入れの届出）の指定を受けた保税倉庫にあつては、同項に規定する貨物）」を加える。

第六十条第一項中「経過した日後」を「経過した日以後」に改める。

第六十一条の二第一項中「かかわらず、」の下に「当該保税工場に当該特定した原料品を入れ、又は」を加える。

第六十三条第五項中「提出し」を「提示し、その確認を受け」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項の規定により承認を受けた者は、政令で定めるところにより、前項の規定により確認を受けた運送目録をその承認をした税関長に提出しなければならない。

第九十七条第三項中「取得する者」の下に「（政令で定める者を除く。）」を加える。

第百五条第一項中「又は関税定率法」の下に「その他関税に関する法律で政令で定めるもの」を加え、同条第二項中「執行するときは」の下に「、大蔵省令で定めるところにより」を加える。

第百十五条第四号中「又は」の下に「同条第三項（保税上屋等についての記帳義務）若しくは」を加える。

第百十八条第三項第一号中ホをヘとし、ニをホとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条（定義）に規定する覚せい剤及び覚せい剤原料

第百十八条第六項中「当該犯罪に係る貨物の領置又は差押えがされない場合」を「第九十七条第三項（遺失物等に係る関税の徴収）又は第百三十四条第四項から第六項まで（領置物件等に係る関税の徴収）の規定の適用がない場合」に改める。

第百三十四条第四項中「返還を受けるべき者」の下に「（関税が納付されていないことを知らないでこれらの物件を所持することとなつたと認められる者を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までの規定中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第六条を次のように改める。

（農林漁業用重油の免税）

第六条　関税定率法別表第二七・一〇号の一の(四)のAに掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度百三十度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するものに限る。）で、農林漁業の用に供されるものについては、昭和四十八年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第七条第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同号の一の(一)のBの(b)」を「同号の一の(一)のCの(b)」に、「又は同表第二七・一一号に掲げる石油ガス（以下「石油ガス」という。）」を「、同表第二七・一一号に掲げる石油ガス（以下「石油ガス」という。）又は同表第二七・一四号の一に掲げる石油アスファルト（以下「石油アスファルト」という。）」に、「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に、「又は石油ガス」を「、石油ガス又は石油アスファルト」に改め、同条第五項中「又は石油ガス」を「、石油ガス又は石油アスファルト」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「（以下「特別ガス事業者」という。）が」の下に「、昭和四十九年三月三十一日までにおいて」を加え、「昭和四十七年三月三十一日までに」及び「昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで（以下「昭和四十六年度」という。）において」を削り、「購入し、」を「購入する場合において、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間における」に、「場合には」を「ときは」に改め、「その原料として」の下に「当該期間内において」を加える。

第七条の三中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「石油ガス」の下に「、石油アスファルト」を加え、「第二七・一〇号の一の(一)のB」を「第二七・一〇号の一の(一)」に、「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「昭和四十六年度において」を「昭和四十九年三月三十一日までにおいて」に、「アンチノック剤を加えたもの」を「自動車用燃料としての性状を有するもの」に改め、「同年度において」を削り、「、当該特別精製業者が」の下に「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間において」を、「関税を、」の下に「当該期間に係る」を加える。

第七条の六第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第七条の七第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項の表第八四・〇六号の二の項の前に次のように加える。

第七四・〇七号の二	継目なし黄銅管

第七条の七第一項の表第八四・五五号の項中「及びコアメモリスタック」を「、コアメモリスタック及びワイヤメモリスタック」に改め、同表第八四・六二号の二の項の次に次のように加える。

第八五・〇一号の三の(一)	パルス変成器、中間周波変成器及び高周波変成器

第七条の七第一項の表第八五・一八号の項中「可変式空気蓄電器」を「可変式蓄電器」に改め、同表第八五・二二号の二の項の次に次のように加える。

第八五・二八号	電磁遅延線

第八条第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第八条の二第一項第二号中「（前条第三項の税率の定めがあるときは、当該税率）」を削る。

第八条の五第一項中「若しくは同法第八条第三項の税率」を削る。

第九条中「（第二条又は第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、政令で定めるところにより税関長が承認する用途を含む。）」を削る。

第十条の二を次のように改める。

（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）

第十条の二　関税定率法第二十条の三（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）の規定は、第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二第一項、第七条の三、第七条の四第一項、第七条の六第一項若しくは第七条の八第一項の規定により関税の軽減若しくは免除を受け、又は第八条第二項の軽減税率の適用を受けた物品が、その軽減若しくは免除を受け、若しくは軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。

別表第一第〇一・〇一号中「で、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」を削る。

別表第一第〇一・〇二号を次のように改める。

〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）のうち	
	水牛以外のもの（改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。）	
	(1)　一頭当たりの重量が三〇〇キログラム以下のもの	
	(i)　肉用として肥育される牛について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
	(ii)　その他のもの	一頭につき四五、〇〇〇円
	(2)　その他のもの	一頭につき七五、〇〇〇円

別表第一第〇一・〇三号中「で、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」を削る。

別表第一第〇二・〇一号を次のように改める。

〇二・〇一	肉及び食用のくず肉（第〇一・〇一号、第〇一・〇二号、第〇一・〇三号又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）	
	(1)　枝肉のうち	
	(i)　はく皮したもの（課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。）	一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額
	(ii)　はく皮してないもの（課税価格が一キログラムにつき、はく皮してない枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。）	一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額
	(2)　枝肉以外のもの（課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・八二五で除して得た額以下のものに限るものとし、臓器を除く。）	一キログラムにつき、当該基準輸入価格を〇・七五で除して得た額と課税価格との差額
	二　その他のもの	無税
	肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。）	
	一　ハム及びベーコン	
	政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの	
	(1)　課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの	一キログラムにつ
	(2)　枝肉以外のもの（課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・八二五で除して得た額以下のものに限るものとし、臓器を除く。）	
	三　その他のもの	
	別表第一第〇二・〇二号中「（羽毛、内臓、頭又は脚がついているかどうかを問わないものとし、断片にしたものを除く。）」を削り、「一五％」を「一〇％」に改める。	
	別表第一第〇二・〇四号及び第〇二・〇六号を次のように改める。	
〇二・〇四	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）	
〇二・〇六	二　その他のもの	
	肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。）	
	一　ハム及びベーコン	
	政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの	
	(1)　課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの	一キログラムにつ

き、当該基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額

(2)　その他のもののうち政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもののうち

(i)　課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの

一キログラムにつき、当該基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額

(ii)　その他のもの

一キログラムにつき一九〇円

(2)　牛の肉及びくず肉

一〇%

別表第一第〇三・〇二号中「、乾燥又はくん製のものに限る。」を「又は乾燥のものに限る。」及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)に改める。

別表第一第〇四・〇四号中「一〇%」を「無税」に改め、同号の次に次の一号を加える。

〇四・〇五　鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥その他貯蔵に適する処理をしたものに限るものとし、甘味を付けたものであるかどうかを問わない。)

二五%(その率が一キログラムにつき六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

二　その他のもの

(一)　その他のもののうち全卵粉以外のもの

無税

(二)　全卵粉

五%

別表第一第〇七・〇一号を次のように改める。

〇七・〇一　野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。)のうち

(1)　たまねぎ

(i)　課税価格が一キログラムにつき五一円以下のもの

一〇%

(ii)　課税価格が一キログラムにつき五一円をこえ、五六円一〇銭以下のもの

一キログラムにつき、課税価格と五六円一〇銭との差額

(iii)　課税価格が一キログラムにつき五六円一〇銭をこえるもの

無税

(2)　その他のもののうちばれいしょ及びトマト以外のもの

五%

別表第一第〇八・〇一号及び第〇八・〇二号を次のように改める。

〇八・〇一　なつめやしの実、バナナ、ココやしの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)

一　バナナ

(一)　生鮮のもの

(1)　毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

四〇%

(2)　毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの

六〇%

(二)　干しバナナ

一〇%

二　なつめやしの実

無税

三　その他のもののうちカシューナット以外のもの

一〇%

〇八・〇二　かんきつ類の果実(生鮮又は乾燥のものに限る。)

三　グレープフルーツ

(1)　毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの

二〇%

(2)　毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの

四〇%

別表第一第〇八・〇五号中「一〇%」を「甘扁桃(あんず)仁及びヘーゼルナット

(1) 甘扁桃仁（ヘルヒル）
(2) ヘーゼルナット

「一　バナナ　昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの
(1) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
(2) 毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの　四〇％　六〇％」を

「一　バナナ
(1) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
(2) 毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの　四〇％　六〇％」に改める。

別表第一第〇八・一一号中「一　バナナ　昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの
(1) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
(2) 毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの　四〇％　六〇％」を

別表第一第〇八・一二号中「のうち」及び「干しがき以外のもの」を削る。

別表第一第〇八・一三号の次に次の一号を加える。

〇九・〇一　コーヒー（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物
一　コーヒー
(二) その他のもの　三〇％

別表第一第〇九・〇二号を次のように改める。

〇九・〇二　茶
一　紅茶
(一) 小売容器入りのもの　三〇％
(三) その他のもの　五％
二　その他のもの
(二) その他のもの　二〇％

別表第一第一〇・〇一号の次に次の一号を加える。

一〇・〇二　ライ麦　五％

別表第一第一〇・〇五号中「で、昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」を削る。

別表第一第一二・〇一号中「一キログラムにつき二円四〇銭」、「一キログラムにつき四円」及び「二・五％」を「無税」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一二・〇三　繁殖用の種、果実及び胞子
四　その他のもの　無税

別表第一第一二・〇七号中「一二　その他のもののうち　キューベ根以外のもの　五％」を

「二　除虫菊のうち
当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの　無税
一二　その他のもののうち
キューベ根以外のもの　五％」に改める。

別表第一第一四・〇一号を削る。

別表第一第一五・〇一号中「溶出」の下に「又は溶剤抽出」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一五・〇二　牛、羊又はやぎの脂肪（溶出し又は溶剤により抽出してないものに限る。）並びにこれから溶出又は溶剤抽出によつて得た牛脂、羊脂及びやぎ脂（プルミエジュスを含む。）
一　牛脂　無税
二　その他のもの　無税

別表第一第一五・〇七号を次のように改める。

一五・〇七　植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。）
一　大豆油
(一) 酸価が〇・六をこえるもの　一キログラムにつき一七円
(二) その他のもの　一キログラムにつき二五円
二　落花生油
(一) 酸価が〇・六をこえるもの　一キログラムにつき一七円
(二) その他のもの　一キログラムにつき二五円
三　菜種油及びからし種油
(一) 酸価が〇・六をこえるもの　一キログラムにつき一七円
(二) その他のもの　一キログラムにつき二五円
四　ひまわり油
(一) 酸価が〇・六をこえるもの　一キログラムにつき一七円
(二) その他のもの　一キログラムにつき二五円
五　綿実油のうち

酸価が〇・六をこえるもの	
八　パーム油及びパーム核油	一キログラムにつき一七円
一二　カメリヤ油	八％
一三　漆ろう及びはぜろう	五％
一四　その他のもの	五％
㈠　酸価が〇・六をこえるもの	一キログラムにつき一七円
㈡　その他のもの	一キログラムにつき二五円
別表第一第一六・〇二号を削る。	
別表第一第一六・〇五号中「　二　その他のもの	一五％」を
「　二　その他のもの	七・五％に
(1)　えび（単に水煮した後に乾燥したものに限る。）	一五％」
(2)　その他のもの	
改め、同号の次に次の一号を加える。	
一七・〇一　てん菜糖及び甘しや糖（固体のものに限る。）	
一　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一キログラムにつき六九円
の	
政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの	
二　その他のもの	
㈠　その他のもの	
政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき五七円
別表第一第一九・〇二号中「穀粉」の下に「、ミール」を加える。	
別表第一第二〇・〇二号中「グリーンピース」を「豆（さや付きのものを除く。）」に改める。	
別表第一第二〇・〇六号の一中「なし」を「桃及びなし」に、「及びアプリコット」を「、アプリコット、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ並びにフルーツカクテル」に改め、同号の次に次の一号を加える。	
二一・〇三　マスタード粉及び調製したマスタード	
一　小売容器入りのもの	二五％
二　その他のもの	二〇％
別表第一第二二・〇三号中「　二〇％　」を「一リットルにつき一〇円」に改め、同号の次に次の一号を加える。	
二二・〇五　ぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	
二　その他のもののうち容量が一五〇リットルをこえる容器に入れたもの	一リットルにつき二〇〇円
別表第一第二二・〇七号の次に次の一号を加える。	
二二・〇八　エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	
二　その他のもののうち	
アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。以下この号において「酒類用粗留アルコール」という。）のうち、当該酒類用粗留アルコール及び第二二・〇九号の一の㈣の(1)のエチルアルコール及び蒸留酒について、当該年度におけるかんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量（同号の一の㈣において「共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
別表第一第二二・〇九号を次のように改める。	
二二・〇九　エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの	
一　エチルアルコール及び蒸留酒	
㈠　ウイスキー	
A　アルコール分が五〇度以上のもの（容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。）	一リットルにつき五九〇円
B　その他のもの	一リットルにつき四九〇円
㈡　ブランデー（コニャックを含む。）	
A　アルコール分が五〇度以上のもの（容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除	

く。）		
(四) その他のもののうち		
(1) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）で、共通の限度数量以内のもの	無税	一リットルにつき五五〇円
(2) その他のもののうちエチルアルコール及びラム以外のもの	四〇％	
二　リキュールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。）		
(三) その他のもの	一リットルにつき二〇〇円	
別表第一第二三・〇一号中「で、政令で定める日(1)において「指定日」という。）から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」及び「（指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで）」を削り、同号の次に次の一号を加える。		
二三・〇四　オイルケーキその他の植物性の油かす（油さいを除く。）		
一　大豆油かす	無税	
別表第一第二三・〇七号及び第二五・〇二号を次のように改める。		
二三・〇七　甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品		
二　その他のもののうち		
(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえるもの（小売容器入りのものを除く。）に限るものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの及び粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％以上のものを除く。）	一五％	
(2) その他のもので、政令で定める日（(i)において「指定日」という。）から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもののうち		
(i) 乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの		
1　ホワイトヴィール用子牛の育成に使用されるもので、指定日から昭和四八年三月三一日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	一キログラムにつき、七〇円に重量比による乳糖の含有率が一〇％をこえる一％ごとに七円を加えた額
2　その他のもの		
(ii) その他のもののうち気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）、関税定率法別表第一二・一〇号又は第二三・〇三号に掲げる物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）及びフィッシュソリュブル以外のもの		
1　粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状その他これらに類する形状のもの（含有糖分をしよ糖として計算した重量が全重量の五％、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％にそれぞれ満たないもので、粗たんぱく質の含有量が全重量の一二％以上で三五％に満たないものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの重量が全重量の一〇％以上のものを除く。）	一五％	一キログラムにつき六〇円
2　その他のもの	無税	一トンにつき、四、七〇〇円から課税価格を控除した額の半額及び一、七〇〇円
二五・〇二　硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）のうち		
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		
(2) その他のもののうち		
(i) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円以下のもの		一トンにつき、課税価格と六、四〇〇円との差額
(ii) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円をこえ、六、四〇〇円以下のもの		

別表第一第二五・〇二号の次に次の一号を加える。		
二五・〇三	いおう（昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおうを除く。） 政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの	一トンにつき四、〇〇〇円
別表第一第二五・〇四号を次のように改める。		
二五・〇四	天然黒鉛	
	一　全重量の七五％以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの	一二％
	二　その他のもののうち	
	(1)　当該年度における国内需要見込数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
	(2)　その他のもののうち	
	(i)　課税価格が一キログラムにつき七円以下のもの	三〇％
	(ii)　課税価格が一キログラムにつき七円をこえ、九円一〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と九円一〇銭との差額
別表第一第二五・一九号を削る。		
別表第一第二六・〇一号を次のように改める。		
二六・〇一	金属鉱（精鉱を含む。）及び焼いた硫化鉄鉱	
	四　マンガン鉱	
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
	(2)　その他のもの	
	(i)　マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九％をこえるもの	一〇％
	(ii)　その他のもの	乾燥重量一トンにつき二、四〇〇円
	五　タングステン鉱	
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
	(2)　その他のもの	一キログラムにつき二〇〇円
別表第一第二六・〇一号の次に次の一号を加える。		
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定するこれに類する物品	
	二　その他のもの	
	(一)　その他のもの	
	A　石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇％をこえるもの	二・五％
	B　石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇％をこえ、八〇％以下のもの	二・五％
別表第一第二七・〇九号及び第二七・一〇号を次のように改める。		
二七・〇九	石油及び歴青油（原油に限る。） 昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの	
	(1)　低いおう原油（いおう分の含有量が全重量の一％以下のものに限る。）のうち製油の原料として使用されるもの	無税
	(2)　その他のもの	一キロリットルにつき五三〇円
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）	一キロリットルにつき六四〇円
	一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％に満たないものを含む。）	
	(一)　揮発油	
	A　低重合度の混合アルキレンのうちトリプロピレン	無税
	B　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（Aに掲げるものを除く。）	一〇％
	C　その他のもの	

(b) その他のもののうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの	無税
(二) 燈油	
B その他のもの	一キロリットルにつき九五五円
(四) 重油及び粗油	
A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	
(1) 製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第五九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。）で、昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき一、五二〇円
(2) その他のもの	
(i) 昭和四八年三月三一日までにおいて政令で定める日（以下この号において「指定日」という。）の前日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき六四〇円
(ii) 指定日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの	
1 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供されるもので、指定日から昭和四八年三月三一日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	一キロリットルにつき九五五円
2 重油及び粗油で製油の原料として使用されるもの（農林漁業の用に供されるものを除く。）について、指定日から昭和四八年三月三一日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一キロリットルにつき二、二八〇円
3 その他のもの	一キロリットルにつき九五五円
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの	
(1) 製油の原料として使用されるもので、昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき六四〇円
(2) その他のもの	
(i) 指定日の前日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき七三〇円
(ii) 指定日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの	
1 共通の限度数量以内のもの	一キロリットルにつき七三〇円
2 その他のもの	一キロリットルにつき二、二八〇円
C 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの	
(1) 製油の原料として使用されるもので、昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき六四〇円
(2) その他のもの	
(i) 指定日の前日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき六六〇円
(ii) 指定日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの	

1　共通の限度数量以内のもの	一キログラムにつき六六〇円	
2　その他のもの	一キログラムにつき二、二八〇円	
(丙)　その他のもの	七・五%	
二　石油又は歴青油の調製品（一に掲げるものを除く。）		
(二)　その他のもの		
A　温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	七・五%	

別表第一第二七・一二号を次のように改める。

二七・一二	ペトロラタム	五%

別表第一第二七・一三号中「七・五%」を「五%」に改める。

別表第一第二八・〇三号中「、アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランプブラック」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二八・〇四	水素、希ガスその他の非金属元素 四　その他のもののうち りん	三・七五%

別表第一第二八・〇五号中「アルカリ土類金属、」を削り、「、スカンジウム及び」を「及びスカンジウム（これらの相互の混合物及び合金を含む。）、アルカリ金属、アルカリ土類金属並びに」に改める。

別表第一第二八・一二号の次に次の二号を加える。

二八・一八	ストロンチウム、バリウム又はマグネシウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	
	一　水酸化バリウム	一〇%
二八・二〇	酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム	
	一　酸化アルミニウム	
	(二)　その他のもの	七・五%

別表第一第二八・三〇号を次のように改める。

二八・三〇	塩化物及びオキシ塩化物	
	二　塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀のうち	
	塩化亜鉛及び塩化バリウム	
	四　その他のもの	一〇%
	その他のもの	七・五%

別表第一第二八・三八号を次のように改める。

二八・三八	硫酸塩（みょうばんを含む。）及び過硫酸塩	
	二　硫酸バリウム	一〇%
	五　その他のもの	無税
	(1)　硫酸カルシウム	七・五%
	(2)　その他のもの	一〇%
二八・三九	亜硝酸塩及び硝酸塩	
	一　硝酸カリウム及び硝酸バリウム	七・五%
	二　硝酸ナトリウム	七・五%
	(二)　その他のもの	
	三　その他のもの	

別表第一第二八・四〇号を削る。

別表第一第二八・四二号を次のように改める。

二八・四二	炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	
	一　ソーダ灰	
	(一)　ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの	一キログラムにつき三円五〇銭
	(二)　その他のもの	一キログラムにつき四円
	三　炭酸リチウム	無税
	四　炭酸カリウム及び炭酸バリウム	一〇%
	七　その他のもの	七・五%

別表第一第二八・四六号の次に次の一号を加える。

二八・四六	ほう酸塩及び過ほう酸塩	
	二　その他のもの	無税

別表第一第二九・〇一号を次のように改める。

二九・〇一	炭化水素	
	四　その他のもの	
	(三)　その他のもののうち	
	五－エチリデン－二－ノルボルネン	無税

別表第一第二九・〇五号中「で、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」を削る。

別表第一第二九・一一号中「酸素官能のアルデヒド」の下に「並びにアルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド」を加える。

別表第一第二九・一四号中「一塩基酸」を「モノカルボン酸」に改める。

別表第一第二九・一五号中「多塩基酸」を「ポリカルボン酸」に改める。

別表第一第二九・一六号中「アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸」を「アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官能のカルボン酸」に、「アルコール酸及びその誘導体」を「アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体」に改める。

別表第一第二九・二五号及び第二九・二六号を次のように改める。

二九・二五	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物
	五　その他のもの
二九・二六	カルボキシイミド官能化合物（オルトースルホ安息香酸イミド及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物（ヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含む。）
	五　その他のもの

別表第一第二九・三四号を削る。

別表第一第二九・三五号中「

(2)	N－メチル－二－ピロリドン
(3)	その他のもの

」を「

無税	
一〇%	

」に改める。

別表第一第二九・三九号中「使用するもの」の下に「並びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの」を加える。

別表第一第三〇・〇三号を次のように改める。

三〇・〇三	医薬品（動物用のものを含む。）
	四　その他のもの
	(一)　小売用の形状又は包装にしたもの
	B　その他のもの
	一〇%

別表第一第三〇・〇五号の次に次の一号を加える。

三一・〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）
	二　硝酸ナトリウム
	(二)　その他のもの
	無税

別表第一第三二・〇五号中「

一　塩基性染料	一二・五%
二　酸性染料	一二・五%

」を「

一　塩基性染料	一二・五%

」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三二・〇七	その他の着色料及び無機のルミノホア
	三　リトポン
	一〇%

別表第一第三三・〇九号中「包装にした染料」の下に「その他の着色料」を加える。

別表第一第三三・〇一号を次のように改める。

三三・〇一	精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）及びレジノイド
	一　精油
	(一)　ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油のうち
	(1)　レモングラス油
	(2)　その他のもの（ラベンダー油を除く。）
	無税
	(二)　その他のもののうち
	(1)　ペパーミント油でメンタアルベンシスから採取したもの（政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%をこえるものに限る。）
	五%
	(i)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
	無税
	(ii)　その他のもの
	一五%
	(2)　その他のもの（ペパーミント油でメンタアルベンシスから採取したものを除く。）
	五%

別表第一第三三・〇三号の次に次の一号を加える。

三三・〇四	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。）
	一二・五%

別表第一第三三・〇六号を次のように改める。

三三・〇六	調製香料及び化粧品類
	一　香水、オーデコロンその他これらに類するもの
	一五%
	三　香油、クリーム、ポマード、口紅その他油、脂又はろうの製品
	一五%
	四　歯みがき
	七・五%
	五　その他のもの
	(一)　その他のもの
	一五%

別表第一第三三・〇六号の次に次の四号を加える。

三四・〇一	せっけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せっけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーキ状のもの及び成形品に限るものとし、せっけんを含有するかど

	うかを問わない。） 一　浴用せつけん（薬用のものを含む。）	
三四・〇二	(二)　その他のもの 有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤（調製したものにあつては、せつけんを含有するかどうかを問わない。） 一　有機界面活性剤及び調製界面活性剤	一三・五％
三四・〇三	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のものを除く。）	一〇％
三四・〇五	はき物用、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メタルポリッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調製品（第三四・〇四号に該当する調製ろうを除く。） 二　メタルポリッシュ	七・五％ 五％
別表第一第三五・〇三号及び第三五・〇五号を次のように改める。		
三五・〇三	ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。）、ゼラチン誘導体並びににかわ、魚膠及びアイシングラス 一　ゼラチン及びにかわ (1)　ゼラチン（写真用のものに限る。） (2)　その他のもの	七・五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三五・〇五	デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉及びスターチグルー	二〇％（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
別表第一第三七・〇一号及び第三七・〇二号を次のように改める。		
三七・〇一	感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く。） 一　エックス線用のもの 二　その他のもの (一)　カラープレート及びカラーフィルム	一八％
三七・〇二	感光性のロール状フィルム（露光してないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。） 一　映画用フィルム (一)　カラーフィルム A　フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの (1)　昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの (2)　昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの B　その他のもの 昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの (二)　その他のもののうち エックス線用のもの 二　その他のもの (一)　エックス線用のもの (二)　カラーフィルム (1)　昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの (2)　昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの	二〇％ 二三・五％ 一八％ 二三％ 二〇％
別表第一第三八・〇八号を次のように改める。		
三八・〇八	ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（第三九・〇五号のエステルガムを除く。）並びにロジンスピリット及びロジン油 一　ロジン 二　ロジンスピリット及びロジン油 三　不均化ロジン及びその誘導体 四　その他のもの	無税 無税 無税 無税
別表第一第三八・一二号中「で、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」を削る。		
別表第一第三八・一九号中「 一　低重合度の混合アルキレンのうちトリプロピレン 七・五％ 」に改め、「限る。）」の下に「並びに金属炭化物の固溶体及び混合物」を加える。		
「 七　耐火性建設材料 」を		無税

別表第一第三九・〇三号中「

(四)　その他のもの	
(1)　ハムケーシングその他これに類する物品（管状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル以上のものに限る。）	無税
(2)　その他のもの	一〇％

」を

(四)　その他のもの	
(1)　ハムケーシングその他これに類する物品（管状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル以上のものに限る。）	無税
(2)　その他のもの	一〇％

」に改める。

別表第一第三九・〇六号及び第三九・〇七号を次のように改める。

三九・〇六	その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック（アルギン酸並びにその塩及びエステルを含む。）並びにリノキシン
	一　アルギン酸並びにその塩及びエステル	七・五％
	二　その他のもの	
	(1)　カシューナットシェル液の高重合体	無税
	(2)　その他のもの	一〇％
三九・〇七	第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品	
	二　その他のもの	
	(イ)　第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品	一五％
	(ロ)　その他のもの	一〇％

別表第一第四一・〇八号中「で、政令で定める日から昭和四七年三月三一日までに輸入されるもの」を削る。

別表第一第四二・〇五号の次に次の一号を加える。

四二・〇六	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱（けん）の製品	七・五％

別表第一第四三・〇一号を次のように改める。

四三・〇一	毛皮（なめしてないものに限る。）	
	二　ミンク又はうさぎの毛皮のうち	
	うさぎの毛皮	一〇％
	三　その他のもののうち	
	りす又はむささび若しくはもものんがの毛皮以外のもの	五％

別表第一第四四・〇二号中「で、政令で定める日(1)において「指定日」という。）から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」及び「（指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで）」を削る。

別表第一第四四・一三号の次に次の一号を加える。

四四・一四	木材（長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。）、薄板及び合板用単板（厚さが五ミリメートル以下のものに限る。）	無税
	二　その他のもののうち	
	インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で幅が八センチメートル以下のものに限る。）	無税

別表第一第四四・二一号中「（組み立ててないものを含む。）」を削る。

別表第一第四四・二四号の次に次の一号を加える。

四四・二六	木製のスプール、コップ、ボビンその他これらに類する糸巻類（ろくろがけをしたものに限る。）	
	二　その他のもの	
	(イ)　その他のもののうち	
	いぐさ製又は七島い製のもの以外のもの	七・五％
	(ロ)　その他のもの	七・五％

別表第一第四六・〇二号中「

(ロ)　その他のもの	
一　七島い製のもの	七・五％

」に改める。

別表第一第四八・〇九号中「一二％」を「一一％」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四八・一四	便せん、封筒及び通信用カード並びにこれらを紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	七・五％

別表第一第四八・一五号の次に次の一号を加える。

四八・一六	紙製又は板紙製の箱、袋その他の包装容器	
	二　その他のもの	一三％

別表第一第五九・〇四号中「

五　その他のもの	
二　第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製又はマニラ麻製のもの	一〇％
五　その他のもの	五％

」に改める。

別表第一第五九・〇五号及び第五九・〇六号中「黄麻製」を「第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製」に改める。

別表第一第六二・〇一号を次のように改める。

六二・〇一	ひざ掛け及び毛布	
	(1)　綿製のもの	一四％
	(2)　その他のもの	一〇％

」を

一　革製のもの及び毛皮を用いたもの	
政令で定める日から昭和四七年三月三一日までに輸入されるもの	二五％

」に改める。

別表第一第六四・〇五号中

昭和四十七年三月十四日　衆議院会議録第十一号(二)　関税定率法等の一部を改正する法律案

「	一　革製のもの及び毛皮を用いたもの	二五％」に改める。
別表第一第六七・〇二号を次のように改める。		
六七・〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品のうち	
	人造プラスチック製のもの以外のもの	
	「一　大理石（みがいたものに限る。）及び大理石製品	一〇％
	(1)　大理石の板（みがいたものに限る。）	六・二五％
	(2)　その他のもの	七・五％」
別表第一第六八・〇二号中		を
「一　大理石（みがいたものに限る。）及び大理石製品		六・二五％」に改める。
別表第一第七〇・一三号の次に次の一号を加える。		
七〇・一四	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研摩したもの及び光学ガラス製のものを除く。）	一〇％
別表第一第七三・一五号を削る。		
別表第一第七三・三四号の次に次の一号を加える。		
七三・三五	鉄鋼製のばね及びばね板	
	一　自動車用のシャシばね及びそのばね板	七・五％
別表第一第七三・四〇号及び第七四・〇一号を次のように改める。		
七三・四〇	その他の鉄鋼製品	
七四・〇一	銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず	七・五％
	二　塊（一に掲げるものを除く。）	
	(一)　製錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）	
	(1)　課税価格が一キログラムにつき三五一円以下のもの	一キログラムにつき二四円
	(2)　課税価格が一キログラムにつき三五一円をこえ、三七五円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と三七五円との差額
	(3)　課税価格が一キログラムにつき三七五円をこえるもの	無税
	(二)　その他のもの	
	(1)　亜鉛の含有量が全重量の二五％以上で、鉛の含有量が全重量の一％以上のもの	無税
	(2)　その他のもの	
	(i)　課税価格が一キログラムにつき三六一円以下のもの	一キログラムにつき二四円
	(ii)　課税価格が一キログラムにつき三六一円をこえ、三八五円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と三八五円との差額
	(iii)　課税価格が一キログラムにつき三八五円をこえるもの	無税
	三　くず	
	(1)　銅（合金を除く。）のもの	
	(i)　課税価格が一キログラムにつき三五六円一〇銭以下のもの	二・五％
	(ii)　課税価格が一キログラムにつき三五六円一〇銭をこえ、三六五円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と三六五円との差額
	(iii)　課税価格が一キログラムにつき三六五円をこえるもの	無税
	(2)　銅合金のもの	無税
別表第一第七六・〇二号の次に次の一号を加える。		
七六・〇三	アルミニウムの板及び帯のうち大型のコンテナー（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として用いられるもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）	無税
別表第一第七七・〇一号中「二八六円九五銭」を「二七八円二六銭」に、「三三〇円」を「三二〇円」に改める。		
別表第一第七八・〇一号及び第七九・〇一号を次のように改める。		
七八・〇一	鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず	
	一　塊	
	(一)　鉛（合金を除く。）のもの	
	B　その他のもの	
	(1)　課税価格が一キログラムにつき九七円以下のもの	一キログラムにつき八円
	(2)　課税価格が一キログラムにつき九七円をこ	

	え、一〇五円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一〇五円との差額
七九・〇一	(3) 課税価格が一キログラムにつき一〇五円をこえるもの	無税
	亜鉛の塊及びくず	
	一 塊	
	(一) 亜鉛（合金を除く。）のもの	
	A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの	
	(1) 課税価格が一キログラムにつき一〇七円以下のもの	一キログラムにつき八円
	(2) 課税価格が一キログラムにつき一〇七円をこえ、一一五円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一一五円との差額
	(3) 課税価格が一キログラムにつき一一五円をこえるもの	無税

別表第一第八二・〇四号中「フレームに取り付けた」を「フレーム付きの」に改める。

別表第一第八三・〇一号中「（完成したかぎであるかどうかを問わない。）」を削る。

別表第一第八三・〇二号を次のように改める。

八三・〇二	卑金属製の取付具（ドアクローザーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。）及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	
	一 貴金属をめつきしたもの	二〇%
	二 その他のもの	一〇%

別表第一第八三・一二号の次に次の一号を加える。

八三・一五	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、電極その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結して製造した金属吹付け用の線及び棒	七・五%

別表第一第八四・〇六号の次に次の三号を加える。

八四・一〇	液体ポンプ（原動機付きのものを含むものとし、計器付きのものであるかどうかを問わない。）及びバケット式、チェーン式、スクリュー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター	
	一 液体ポンプ及びその部分品	
	(一) 部分品	七・五%
八四・一二	エアコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。）	
	一 自動車用のもの	一〇%
	二 その他のもの	一〇%
八四・一五	冷蔵庫（冷凍機構を自蔵するものに限る。）及び冷凍機構を有する機械（電気式のものであるかどうかを問わない。）	
	一 冷蔵庫	五%

別表第一第八四・三四号の次に次の一号を加える。

八四・三八	ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品	七・五%
	二 その他のもの	

別表第一第八四・四〇号の次に次の一号を加える。

八四・四一	ミシン、ミシン用に特に作つた家具及びミシン針	
	一 ミシン（その頭部を含む。）	
	(一) その他のもの	七・五%

別表第一第八四・四五号を次のように改める。

八四・四五	金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）	
	一 工作機械	
	(一) 旋盤	
	A 普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	
	(1) 数値制御式のもの	一三・五%
	(2) その他のもの	一一%
	B 自動ならい旋盤（ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）	
	(1) 数値制御式のもの	一三・五%

(2) その他のもの	一一%
C 単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。）	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	一一%
D 立旋盤（テーブルの直径が二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	一一%
E その他のもの	
(1) 多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用のもので数値制御式のものを除く。）	九%
(2) その他のもの	
(i) 数値制御式のもの	一三・五%
(ii) その他のもの	
1 自動ならい旋盤	一一%
2 その他のもの	六・五%
㈡ ボール盤及び中ぐり盤	
A 横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	一一%
B 治具中ぐり盤（立型のものに限る。）	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	一一%
C その他のもの	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	
(i) ボール盤	六・五%
(ii) その他のもの	一一%
㈢ フライス盤	
A 万能工具フライス盤	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	一一%
B ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもののうち加工面積が一平方メートルに満たないものに限るものとし、ならい操作を手動式又はカム式の機構により行なうものを除く。）	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	
C プラノミラー（テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	一一%
D その他のもの	
(1) ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く。）	九%
(2) その他のもの	
(i) 数値制御式のもの	一三・五%
(ii) その他のもの	
1 ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもののうち加工面積が一・五平方メートルに満たないものに限る。）及びプラノミラー	一一%
2 その他のもの	六・五%
㈣ 平削盤	
A テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のもの	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	一一%
B その他のもの	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	一一%
㈤ 研削盤	
A 内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。）	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	一一%
B 平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。）	
(1) 数値制御式のもの	一三・五%
(2) その他のもの	一一%

(1) 数値制御式のもの	一三・五％
(2) その他のもの	一一％
C その他のもの	
(1) 平面研削盤（研削することができる長さが三、〇〇〇ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。）及びねじ研削盤	九％
(2) その他のもの	
(i) 数値制御式のもの	一三・五％
(ii) その他のもの	
1 平面研削盤（研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートル以上で三、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）及び内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	一一％
2 その他のもの	六・五％
(六) 歯切盤及び歯車仕上機械	
A 単軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	
(1) 数値制御式のもの	一三・五％
(2) その他のもの	一一％
B その他のもの	
(1) 平歯車形削盤（ピニオン工具型のもので加工することができる直径が九〇〇ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することができる直径が一、二〇〇ミリメートル以上のもの以外のもののうち数値制御式のものを除く。）及び平歯車研削盤	九％
(2) その他のもの	
(i) 数値制御式のもの	一三・五％
(ii) その他のもの	六・五％
(七) その他のもの	
A ブローチ盤（引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。）	
(1) 数値制御式のもの	一三・五％
(2) その他のもの	一一％
B ホーニング盤（円筒形の内面の加工用のもの	
(1) 数値制御式のもの	一三・五％
(2) その他のもの	一一％
C その他のもの	
(1) 数値制御式のもの	一三・五％
(2) その他のもの	一一％
その他のもの	九％

別表第一第八四・五二号から第八四・五四号まで及び第八四・五九号を次のように改める。

八四・五二	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械
一 電子式ディジタル計算機械	
(1) 計算機本体	一三・五％
(2) その他のもの	
(i) 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機	一五％
(ii) その他のもの	二二・五％
八四・五三	自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。）
一 電子式ディジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを含む。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。）並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械	一三・五％
(1) 中央処理装置	
(2) その他のもの	
(i) 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機	一五％
(ii) その他のもの	二二・五％

八四・五四	その他の事務用機器（たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなあけ機及びとじ機）	七・五%
八四・五九	機械類（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）	
	七　その他の機械類及びその部分品	
	㈠　機械類	七・五%

別表第一第八四・五九号の次に次の一号を加える。

八四・六一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。）	
	(1)　鉄鋼製の高温高圧弁（温度五三〇度以上における定格圧力が二四キログラム毎平方センチメートルをこえるもの又は温度三七〇度以上における定格圧力が一七五キログラム毎平方センチメートルをこえるものに限る。）及び減圧弁、自動調整弁その他これらに類する機械式弁	一五%
	(2)　その他のもの	七・五%

別表第一第八五・〇一号を次のように改める。

八五・〇一	発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機器及びインダクター	
	一　電動機	
	㈠　その他のもの	七・五%
	三　トランスフォーマー	
	㈠　容量が二〇〇キロボルトアンペアに満たないもの	七・五%
	四　整流機器	
	㈠　シリコン整流機器	七・五%
	㈡　その他のもの	七・五%

別表第一第八五・〇三号の次に次の四号を加える。

八五・〇六	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）	
	一　真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁しぼり機、ファン及びこれらの部分品	
	㈠　ファン	五%
	㈡　その他のもの	五%
	二　その他のもの	五%
八五・〇七	かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）	五%
八五・〇八	内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器	七・五%
	二　点火プラグ	
八五・〇九	電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自転車用又は自動車用のものに限る。）	七・五%
	一　自動車用のもの（第八七・〇九号又は第八七・一一号に掲げる車両に用いるものを除く。）	

別表第一第八五・一〇号の次に次の二号を加える。

八五・一二	電気式の瞬間湯わかし器、貯蔵式湯わかし器、浸せき式液体加熱器、土壌加熱器及びスペースヒーター並びに電気式のヘアドライヤー、ヘアーカラー、カール用こてその他の調髪用機器並びに電気アイロン、家庭用電熱器及び電熱用抵抗体（カーボン製の抵抗体を除く。）	五%
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器	
	一　ラジオ受信機（シャシを含む。）	五%
	二　テレビジョン受像機（シャシを含む。）	五%

別表第一第八五・二二号を削り、同表第八五・二〇号の次に次の五号を加える。

八六・〇八	コンテナー（一以上の輸送方式による運送を行なうために特に設計され、かつ、装備されているものに限る。）のうち	
	解体用のもの	
	(1)　アルミニウム製のもの	二・五%
	(2)　その他のもの	無税
八七・〇一	トラクター（動力取出し機構、ウインチ又はプーリーを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。）	
	一　車輪式のもの	
八七・〇二	乗用自動車及び貨物自動車（スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。）	一〇%

	一　乗用自動車（レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。）	
	(一)　ホイールベースが二七〇センチメートル以下のもの	
	(二)　ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル以下のもの	
	(三)　ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもの	
	四　その他のもの	
	(三)　運転室を有する原動機付きシャシ	
	(四)　その他のもの	
八七・〇四	原動機付きのシャシ（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	八％
八七・〇五	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	八％
	別表第一第八七・一〇号の次に次の六号を加える。	
八七・一二	部分品及び附属品（第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。）	一〇％
九〇・〇七	写真用せん光器具	一〇％
	一　写真機（暗箱を含む。）	
	(一)　製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの	七・五％
	(二)　その他のもの	七・五％
	二　写真機の部分品及び附属品	七・五％
	三　その他のもの	七・五％
九〇・〇八	映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機（これらを組み合わせたものを含む。）	五％
	一　撮影機、映写機並びにこれらの部分品及び附属品	
	(一)　使用フィルムの幅が二〇ミリメートル以下のもの	
	(1)　映写機	五％
	(2)　その他のもの	七・五％
	(二)　その他のもの	五％
	二　録音機、音声再生機並びにこれらの部分品及び附属品	五％
九〇・〇九	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	五％
	一　投影機並びにその部分品及び附属品	五％
	二　その他のもの	五％
九〇・一〇	写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器（この類の他の号に該当するものを除く。）、感光式複写機（光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない。）、感熱式複写機及び映写用スクリーン	五％
	一　現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品	五％
	二　その他のもの	五％
九〇・一四	土地測量機器（写真測量用のものを含む。）、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、ら針盤及び測距儀のうち測距儀並びにその部分品及び附属品以外のもの	七・五％
	別表第一第九〇・一七号を次のように改める。	
九〇・一七	医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含む。）	七・五％
	別表第一第九〇・一七号の次に次の二号を加える。	
九〇・一八	機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器（ガスマスクその他これに類するマスクを含む。）	七・五％
九〇・二〇	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む。）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品	七・五％
	一　放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品	七・五％
	二　その他のもの	七・五％
	別表第一第九〇・二一号の次に次の一号を加える。	
九〇・二八	電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。）	七・五％
	一　この類の注5(a)に定めるもの	

別表第一第九一・〇一号中	「一　課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもののうちストップウォッチ以外のもの	一五%」を
「一　課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの	七・五%	に改める。
二　その他のもの	一〇%」	
別表第一第九一・〇七号を次のように改める。		
九一・〇七	ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。）のうち課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの（ストップウォッチムーブメントを除く。）	一五%
別表第一第九二・〇八号の次に次の一号を加える。		
九二・一一	蓄音機、ディクテーチングマシンその他の録音機及び音声再生機（レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない。）並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機	
	一　蓄音機及びレコードプレーヤー	五%
別表第二第〇二・〇六号を削り、第〇五・〇七号の前に次のように加える。		
○四・○七	食用の動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）	
	一　なまこ、くらげ及びうにのうに	七・五%
別表第二第一五・〇二号中「溶出してない脂肪」を「脂肪（溶出し又は溶剤により抽出してないものに限る。）」に、「製造した」を「溶出又は溶剤抽出によつて得た」に改める。		
別表第二第一六・〇二号を削る。		
別表第二第一六・〇三号中「及びミートジュース」を「、ミートジュース及び魚エキス」に改める。		
別表第二第二〇・〇二号中「	一　砂糖を加えたもの	一七・五%」を
「一　砂糖を加えたもののうち豆（さや付きのものを除く。）以外のもの	一七・五%	に、「グリーンピース」を「豆（さや付きのものを除く。）」に改める。
別表第二第二一・〇五号中「を含む。）」の下に「並びに均質混合調製食料品」を加える。		
別表第二第二一・〇七号中	「㈡　その他のもののうちピーナツバター	二〇%
	ヤングコーンコブ（かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。）のうちひじき	一二・五%
		一〇%」
	「㈡　その他のもの	
	A　第〇四・〇七号に掲げる物品のもののうちなまこ、くらげ又はうにのもの	一〇%
	B　その他のもののうちピーナツバター	二〇%
	ヤングコーンコブ（かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。）のうちひじき	一二・五%
		一〇%」

に改める。

別表第二第二二・〇九号の一の㈣中「エチルアルコール」の下に「（別表第一第二二・〇九号の一の㈣の(1)の税率の適用を受けるものを除く。）」を、「ラム」の下に「及び別表第一第二二・〇九号の一の㈣の(1)の税率の適用を受けるもの」を加える。

別表第三第五七・〇六号中「黄麻糸」を「第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用靱皮繊維の糸」に改める。

別表第三第五七・一〇号中「黄麻織物」を「第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用靱皮繊維の織物」に改める。

別表第三第八五・二一号中「トランジスターその他これに類する半導体を有する物品並びに圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」に、「二　トランジスターその他これに類する半導体を有する物品」を「二　ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第四条及び第十条の改正規定は、昭和四十七年十月一日までの間において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の表東京税関の項管轄区域の欄中「成田市」の下に「、市川市（大蔵大臣が定める地域に限る。）」を加える。

5　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「第四号」を「第六号」に改め、「取得する者」の下に「（政令で定める者を除く。）」を加え、同項第六号中「還付を受けるべき者」の下に「（内国消費税が納付されていないことを知らないで当該物品を所持することとなつたと認められる者を除く。）」を加える。

第十三条第三項中「第十七条第三項若しくは第四項」を「第十七条第四項若しくは第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　関税定率法第二十条の三（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）の規定は、第一項第二号、第三号又は第四号の規定により内国消費税の免除を受けた物品について準用する。

第十五条第一項ただし書中「内国消費税の軽減」の下に「（数量を課税標準とする内国消費税に係るものを除く。）」を加える。

理　由

最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、生活関連物資を中心に関税率の引下げを図る等関税率について所要の改正を行なうこととするほか、関税率表の品目分類に関する調整及び関税の課税価格に関する規定の整備を行なうとともに、関税の減免還付制度について所要の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、国民生活の安定、自由貿易の推進に資する等の見地から、関税率の引下げを図る等のほか、関税率表の品目分類に関する調整及び関税の課税価格に関する規定の整備を行なうとともに、関税の減免・還付制度について所要の整備を行なう等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

(一)　一般的な関税率の改正

1　国民生活の安定・充実を図るため、紅茶、たまねぎ、大豆等国民生活に関連の深い物資七三品目について関税率の引下げを行なう。

2　輸入自由化に対応するため、ハム・ベーコン、配合飼料、重油等一二品目について所要の関税率の調整を行なう。

3　産業政策上の要請に対応するため、酒類用粗留アルコール、銅の塊等九三品目について所要の関税率の調整を行なうとともに、小麦、ニッケルの塊等すでに暫定税率を適用しているもの八二品目についてその期限の延長を行なう。

4　協定税率が適用されない国又は地域からの輸入品で関税格差の生じているもののうち、千しがき等三一品目について格差解消のための措置を講ずるとともに、従来関税格差解消措置を講じている品目について同措置を継続する。

5　税関実務を簡素化し、輸入者の便宜を図る等の見地から工業用ミシン等相互に識別困難なもの五二品目について関税率の調整を行なうとともに、従来関税率調整措置を講じている品目について同措置を継続する。

(二)　BTN条約の改正に伴う関税率の調整等

関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約（BTN条約）の改正に伴い、分類が変更となる品目について関税率の調整を行なうほか、関税率表について所要の整備を行なう。

また、一般的な関税率の改正に伴い、簡易税率表について所要の改正を行なう。

(三)　関税制度の改正

1　住所移転の際、入国者が輸入する自動車の免税要件を緩和するほか、関税の減免・還付制度を拡充するとともに、領置・差押え物件にかかる関税徴収に関する規定を整備することとする。

2　関税の軽減・免除を受けた物品の転用に関する規定を設けるほか、保税地域について の貨物の搬出入、指定保税地域、保税運送、再輸出免税等に関する規定等につき所要の整備を行なうこととする。

3　税関における物品の評価に関する条約への加入に備え、課税価格に関する規定につき所要の改正を行なうこととする。

(四)　その他

1　この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2　関税定率法第四条及び第十条の改正規定は、昭和四十七年十月一日までの間において政令で定める日から施行する。

なお、以上の改正に伴う昭和四十七年度における減収見込額は一二〇億円となつている。

二　議案の可決理由

本案は、わが国が当面の変動する内外経済情勢に適切に対応しつつ、国民生活の向上、自由貿易の推進等に積極的に寄与する措置を講じようとするものであつて、この措置は時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十七年三月十四日

大蔵委員長　齋藤　邦吉

衆議院議長　船田　中殿

〔別紙〕

関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一　国民生活の安定、充実のための生活関連物資の関税引下げ措置がとられたことに伴い、その効果が末端の消費者価格に十分反映するよう調査と行政指導を強化するとともに、輸入品の流通機構の整備等について特段の措置をすること。

一　次期国際ラウンドが発足することとなることにかんがみ、わが国としても関税制度の全般的な見直しを行なうとともに、今後関税及び非関税障壁の軽減撤廃に努めるべきである。これと同時にアメリカをはじめ諸外国に対しても、その関税及び非関税障壁の軽減撤廃を強力に働きかけること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価　一部五十円
（配送料共）

発行所
東京都港区赤坂葵町二番地　郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話　東京　五八二　四四一一（大代）